午前10時 0分開議

○議長(土屋 忍君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎報第11号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長(土屋 忍君) 日程により、報第11号 専決処分の承認を求めることについて(平成 26年度下田市一般会計補正予算(第5号))を議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木俊一君) 改めて、おはようございます。

議案件名簿の1ページをお開きください。

報第11号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第 1項の規定により、専第7号 平成26年度下田市一般会計補正予算(第5号)を別紙のとお り専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

なお、専決の日は平成26年11月21日でございます。

別紙ピンク色の補正予算書及び補正予算の概要をご用意願います。

補正予算の主な内容でございますが、衆議院議員選挙関連経費を追加補正したものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

平成26年度下田市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億7,120万3,000円としたものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページ から3ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説 明申し上げます。 恐れ入りますが、補正予算の概要の2ページ、3ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、選挙管理委員会関係としまして、14款3項1目5節国庫・衆議院議員選挙委託金1,400万円の追加は、衆議院議員選挙委託金でございます。

4ページ、5ページをお開きください。

歳出でございますが、これも選挙管理委員会関係でございまして、2款4項5目0584衆議院議員選挙事務1,400万円の追加は、補正内容等欄記載の衆議院議員選挙に係る関連経費でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第11号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第7号 平成26年度下田市一般会計補正予算(第5号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長(土屋 忍君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) ご異議はないものと認めます。

よって、報第11号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度下田市一般会計補 正予算(第5号))は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議第54号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長(土屋 忍君) 次は、日程により、議第54号 教育委員会委員の任命についてを議題 といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

〇副市長(糸賀秀穂君) それでは、議第54号 下田市教育委員会委員の任命につきましてご 説明申し上げます。

初めに、本議案提出の根拠規定でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下田市教育委員会委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。

この地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定は、委員は、当該地方 公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有 する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するというものでございます。

また、教育委員会委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定により、標準定数は5人でございまして、本市におきましても、教育長を含め、男性委員が3人、女性委員が2人で、5人の委員により組織し運営しておりまして、委員の選任につきましては、教育長を除く教育委員4人を慣例により、市内4地区、これは中学校区で区割りさせていただいておりますが、それぞれの地区からの選出に配慮して任命させていただいてきております。

このたび委員のうち白浜・浜崎地区から選出されました方がこの12月中に任期満了を迎えるため、改めて委員の任命について議会の同意をお願いするものでございます。

次に、任命いたしたい方でございますが、氏名は渡邉亮治さんで、平成22年12月13日から 教育委員会委員としてご就任されており、今般の任期満了に伴い再任をお願いするものでご ざいます。住所は下田市須崎1096番地の6、生年月日は昭和42年5月31日生まれの47歳でご ざいます。

次に、提案理由でございますが、渡邉委員の任期が今月12月12日をもって満了となるため、 再任につきまして議会の同意をお願いするものでございます。

なお、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育委員のうちに保護者を含めることを義務づける改正法が平成20年4月から施行されておりまして、現在の保護者委員は下田・朝日地区から選出された委員と白浜・浜崎地区から選出さ

れました渡邉委員の2人でございまして、渡邉委員は現在、下田高校2年生と下田東中学校 2年生、1年生のご子息3人の保護者でございます。保護者委員は、現状と変更がない体制 を維持する形で選任の同意をお願いするものでございます。

渡邉さんの主な経歴でございますが、下田市須崎のご出身で、浜崎小学校、下田東中学校、下田北高校を経て、昭和63年に早稲田大学専門学校会計科を卒業の後、自動車販売会社に勤務され、平成15年9月、株式会社マキバに入社され、現在、ハンディホームセンター下田店に勤務されております。

渡邉さんは、人格高潔、温厚誠実で指導力があり、PTA活動でも役員を務めるなど学校 関係行事にも積極的に参加され、教育熱心でございまして、教職員やPTA関係者、また地 域住民からの人望、信頼も厚く、その豊かな識見を本市の教育行政、学校運営に適切に反映 していただけるものと確信しておりまして、教育委員会として適任の方でございます。

以上のことから渡邉亮治さんを本市教育委員会委員として任命いたしたく、ぜひともご同意を賜りますよう、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、議会で同意をいただきました場合の任期でございますが、本年12月13日から平成30 年12月13日までの4年間となるものでございます。

以上でございます。

○議長(土屋 忍君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

沢登英信君。

〇7番(沢登英平君) 再任でございますので、そういう意味では異議があるわけではありませんが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の改正が4月からまた新たに施行される、こういう状態であろうと思いますので、教育委員に対する法改正等にかかわるレクチャーというんでしょうか、研修というのはどういうぐあいになされているのか。

それから、この方が4年間教育委員として務められてきたわけですので、主なるもの、どういう課題にかかわって、どういう見解で、どういう指導性を発揮したのかというような点は、やはり表明といいますか記述をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(土屋 忍君) 副市長。
- ○副市長(糸賀秀穂君) このたびの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正で ございますけれども、本年6月20日に公布されまして、平成27年、来年4月1日から施行さ れることとなりました。今回の改正につきましては、ご承知のとおり、教育の政治的な中立

性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等の抜本的な改革を行うものであるというふうにされております。

レクチャーにつきましては、これまでどのような形で教育委員さんのほうになされてきたのかということにつきましては教育委員会のほうからお答えさせていただきますけれども、渡邉委員につきましては、教育機関といたしまして、まず学校教育におきましては、それぞれの学校が掲げる教育理念、あるいは教育方針にのっとりまして、良好な教育環境を形成させていく中で、教育委員会と教育現場、この連携の強化を図りながら、児童生徒の学びの力、学習意欲に対するインセンティブの強化を求めていきたいというふうに伺っております。

また、社会教育、児童生徒と地域との関係性、コミュニティーの希薄性が最近指摘されている中で、そういった現状について、今後、児童生徒と地域との結びつきを強くするための活動につきまして、これまでもご尽力されてきているわけでございますが、これからもさらに一層そういったことに努めてまいりたいというふうに、先般の市長あるいは教育長との面談の中でも発言がございました。

私からは以上でございます。

- 〇議長(土屋 忍君) 教育長。
- **〇教育長(野田光男君)** それでは、私のほうから渡邉委員さんについての多少のご説明をさせていただきたいと思います。

先ほど副市長のほうからお話がございましたとおり、渡邉委員さんにつきましては、ただいま民間会社に勤めておりまして大変お忙しい中でございますけれども、教育委員会開催の折には毎回、会社のほうをお休みをとって委員会に参加出席をしていただいているという、こういう状況にございます。そういう意味からしても、大変熱心に、またこの教育委員会を大変大事な会議だということで、その責任あるお仕事をしていただいていると、このように思っているところでございます。

また、今、ご子息等は中学生以上になりましたけれども、小学校の子供であったときには、 少年サッカーの指導者として、また地域の中でも大変熱心に指導していただきまして、保護 者等からも大変厚い信頼を得ていると。そういう立場の中で、教育委員会の中でも保護者委 員としての立場でのご発言、ご意見をいただいているところでございます。特に学校の生徒 指導の問題、あるいは地域での子供の活動、活躍の場、あるいは学校統合等の問題に対して も、公平公正な立場から、どうあるべきかというご意見をこれまでも発言をいただいている と、こういう状況でございます。

それから、新しい教育委員会制度のレクチャーというお話がございましたけれども、これは、教育委員会の中におきまして、新しい制度についての法律が改正される、その概要、これは文科省からもいろいろ資料が出ておるわけですけれども、例えばここにその概要版をカラー刷りのリーフレットで示したものがございまして、それに加えまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の改正点についての文科省から出されています通知、これを事前に教育委員会の中で委員の皆さんに配付させていただく中で、これからの教育委員会、このように変更になる、その辺の説明はさせていただきました。

特にその中で総合教育会議が新たに設置されるということがございまして、これは基本的には首長ほか教育委員で構成するということになっておりますけれども、こういう中では、教育委員会としてしっかりと中立、あるいは教育委員会の独立性、これを果たす、そういう責任や役割がこれから大きくなると、こういうことは十分説明をさせていただいて、ご理解をいただいていると、そういう中での、今回再任をお願いする中で了解をいただいて、今回お願いをすると、こういう状況になったということでございます。

私のほうからは以上でございます。

- 〇議長(土屋 忍君) 沢登英信君。
- ○7番(沢登英信君) 少年サッカーを初め、毎回、職場等をお休みになって参加してくださる、大変熱心な委員さんの一人だとは思いますが、あと2点ほど聞かせていただきたいと思います。

1点は、やはり今日のいじめ、不登校、こういう問題にどういう見解をお持ちなのかと。 それから、先日の市長の、下田スポーツセンター、子育て支援センターの敷地を県の総合 庁舎の新築用地に、条件が合えば提供してもいいと、こういう発言に対して委員としてどう いう見解をお持ちの人なのか。

この2点を聞かせてください。

以上です。

- 〇議長(土屋 忍君) 教育長。
- ○教育長(野田光男君) まず、いじめの問題等については、渡邉亮治委員は、学校で子供たちがまずしっかりと学校生活を送る、こういう学校づくりをすることが大切ではないかと、こういう見解をいつもお示ししていただいております。子供たちが安全安心の中で、しかも安定した気持ちの中で学校生活を送る、これがいじめを一番防ぐ、発生させない根本であろ

うと、こういう考えの中で、授業の充実、あるいは子供たちの部活動、中学では部活動になりますけれども、特別活動等、しっかりと子供たちが活動できるような、そういう学校づくりが一番大事である、こういうような見解をお持ちだと思っております。

それから、総合庁舎の移転に関係するところでございますけれども、これについては前回も教育委員会で報告をさせていただいたということで、これに対しては委員の皆さんも特に反対とかそういうことではなくて、報告を受けたという、こういう状況でございます。今回の議会でもご答弁申し上げましたけれども、今後、これについては、新たなものが出てきた折にはしっかりと情報提供させていただいて、教育委員会でもさらなる協議をしていくと、こういう状況でございますので、特に意見としてはそれぞれ報告を受けたという、こういうことであったと思っております。

私のほうからは以上でございます。

- ○議長(土屋 忍君) ほかに質疑はありませんか。
 鈴木 敬君。
- ○5番(鈴木 敬君) 毎回、教育委員の問題に関してはいろいろ質問しているんですが、今回は再任ということですので、4年間、大きな瑕疵もなく、無事教育委員として務められたということですので、これからも4年間やっていただければなというふうに思っております。その中で、ただいまの沢登議員も質問されましたが、この4年間、どのような教育に対する発言をされてきたのかというふうなことについていろいろと問われましたが、もう一つの問題として、学校再編等に関してはどのようなお考えをお持ちなのかということを1点お聞きしたいと思います。

それともう1点、教育委員会の再編ですね、これが地方教育行政の組織及び運営に関する 法律の一部改正という形でなされています。これ、教育委員会の構成に対して大きな変化を 求めるものであるというふうに認識しております。

1点は、教育長を直接、公共団体の長が議会の同意を得て任命するという形で、これまでは教育委員会の中で互選という形で教育長が選ばれてきましたが、これからは首長が直接教育長を任命するという形で、これは今までの教育委員長と教育長が一体化したものだというふうなことに聞いていますが、そういう形で教育委員会そのものが変わっていく。

もう一つは、大きな任務として、教育に関する大綱をつくっていくというふうなことがありますよね。この大綱というものはどういうものなのか。第1次安倍内閣において教育基本 法の改正が行われましたが、その中で、教育振興基本計画をつくりなさいというふうな、地 方公共団体もというふうなことがなされていまして、それについて以前質問したことがありますが、国のほうの教育振興計画がまだはっきりしないからということで、地方はまだやっていませんよというようなことでしたが、それから以降、下田市としての教育振興基本計画というものがなされているのか。それに基づいて、今度、大綱というものをつくろうとするのか。とにかく大綱をつくるということが、新たな教育委員会の大きな任務となると思うんですが、そこら辺について、教育委員会、教育委員もそういう任務を得て、新たな4年間をやっていただくようになると思うんですが、そこら辺のことについて当局はどのように判断しておられるのかについてお聞きします。

〇議長(土屋 忍君) 教育長。

○教育長(野田光男君) まず、渡邉委員さんが学校再編に関してどういう考えでいらっしゃるのかと、こういうことでございますけれども、これは委員会として、これまでいただいた再編整備審議会の答申、これについてその方向で進めようとして、前回見送ったという、こういう状況でございまして、委員会としての見解はございますけれども、個人の発言として、委員として一人一人の見解についてどうであったかということは差し控えさせていただいたほうがよろしいかなと。教育委員会としての総意としては、再編については、今の少子化の中で学校再編は進めるべきであろうと、こういうスタンスで前回進めさせていただいたところでございます。

しかし、残念ながら、同意を十分に得られないということで見送ったという経過がございますので、一人一人の委員さんの発言、その再編に対しての考え方がこうであるということは、今回、今申しましたように、控えさせていただいたほうがよろしいかなと、このように思いますが、いかがでしょうか。

それから、今回の教育委員会制度が大きく変わるという、こういう中で大綱がつくられる ということで、その大綱はどういうものなのかというお話でございますけれども、これは教 育の目標や施策の根本的な方針をしっかり定めようと、こういうものでございます。

したがいまして、総合教育会議において、首長と教育委員会が協議、調整をしてこの大綱をつくるということに、こうなるわけですけれども、今お話しされている内容としましては、その主な内容は、学校の耐震化、あるいは学校の統廃合、それから少人数教育の推進、総合的な放課後対策、あるいは幼稚園、保育所、認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実、あるいは予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限にかかわる事項についての目標や根本となる方針が考えられると、こういうふうにあります。

したがいまして、今回、今、私たちが一番関心のあるところは、学校のまずは耐震化の問題、それから学校の統廃合、それから少人数教育の推進等が具体的なところで課題になって くるのではないかなと、このように思っております。

それから、教育の基本計画の件でございますけれども、これは下田市の基本計画としての 案はつくってございますけれども、それについてのまだ具体的な肉づけが、常に変化してお るということもありまして、最終のものはまだでき上がっていないと、そういう状況ですけ れども、今回、大綱を新制度の中でつくっていくという状況になりますので、これをあわせ て、基本計画を基本にして、この大綱についてはこれから策定をしていくと、こういうこと を考えているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(土屋 忍君) 質疑は人事案件に絞って、今回はお願いをしたいと思います。 鈴木 敬君。
- ○5番(鈴木 敬君) とにかく教育委員会、これから大変な問題を抱えております。そういう中で、教育委員として、できたら統合等々に対してどういうふうなお考えかを聞きたかったんですが、教育委員会としては再編統合の方向に向かっていくというふうなご返答をいただきましたので、それに向けてしっかり新たな委員としてやっていただければというふうに思っております。

またその一方において、教育委員会、これから大変な任務の中です。特に首長さんの任務 というのが物すごく大きくなります。総合教育会議も首長が主催するということですので、 しっかりとこれからの下田の教育について市長によろしくお願いするということをお願いし て、質問を終わります。

○議長(土屋 忍君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) ご異議はないものと認めます。

よって、議第54号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議第55号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長(土屋 忍君) 次は、日程により、議第55号 下田市外ケ岡交流拠点施設指定管理者 の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

観光交流課長。

〇観光交流課長(土屋 仁君) それでは、議第55号 下田市外ケ岡交流拠点施設指定管理者 の指定について説明をさせていただきます。

議案件名簿の3ページをお願いいたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定することについて議決を求めるものでございます。

内容につきましては、1、指定管理者を指定する公の施設の名称は、下田市外ケ岡交流拠点施設。2、指定管理者となる団体の名称は、一般社団法人下田市観光協会。3といたしまして指定の期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日でございます。

提案理由でございますが、下田市外ケ岡交流拠点施設の管理運営を指定管理者に行わせる ためでございます。

外ケ岡交流拠点施設につきましては、平成19年4月から現在まで、市内経済4団体が設立いたしました株式会社アドミニスター下田が、一般社団法人下田市観光協会を総括責任団体、下田市観光協会の事務局長が施設統括責任者として管理を行っております。

6月に開催されました全員協議会におきましても報告させていただいたところでございますけれども、本年3月、アドミニスター下田の取締役会におきまして、本施設の交流拠点、

情報発信基地としての機能を効率的に運営するためには、指定管理を観光協会が受託し、その組織機能を充実強化していく方針が確認され、下田市観光協会へ指定管理者受託についての要望が提出されたところでございます。

下田市観光協会におきましては、5月28日に開催されました通常総会の席上、その旨を報告いたしまして、承認を受けた後に、市に指定管理者の候補者として下田市観光協会を指名してほしい旨の要望書が提出されたところでございます。

市におきましては、下田市観光協会からの要望書を受けまして、政策会議の中で、公の施設の管理運営に関するガイドラインに基づきまして、公募によらない選定によりまして、指定管理者の候補者を株式会社アドミニスター下田から一般社団法人下田市観光協会に変更し、指定管理者選定手続を進めることについて政策決定を行ったものでございます。

それでは、補足の説明でございます。

条例改正関係等説明資料の1ページをお願い申し上げます。

まず、施設の概要でございます。名称が、外ケ岡交流拠点施設。所在地は、下田市外ケ岡 1番地の1。施設の規模等につきましては、完成が平成12年9月25日、延べ床面積5,699平 方メートル、構造は鉄骨鉄筋コンクリート4階、一部木造平屋でございます。

指定団体の概要でございます。団体名は、一般社団法人下田市観光協会。設立は、平成23年4月1日。これは、任意団体から一般社団法人に移行となった日でございます。主たる事務所につきましては、下田市外ケ岡1番地の1。代表者は、会長山田孝志さんでございます。団体の目的及び実施する事業につきましては、下田市及び南伊豆地域の観光振興事業の振興を図り、内外観光客の誘致に努力し、地域の生活、文化及び経済の向上発展に寄与することを目的としておりまして、事業につきましては記載のとおりでございます。

次に、指定団体から提出されました提案要旨についてご説明をさせていただきます。

まず、管理運営を行うに当たっての経営方針でございますが、下田市観光協会の組織力により、各団体の情報を一元化し、インフォメーションセンターとしての機能を拡大し、情報発信基地として、また、旧町内及び市内商業者との連携を図り、まち歩きの拠点施設とするとしております。

次のページをお願いいたします。

施設の管理についてでございます。下田市観光協会の事務局長が統括責任者として道の駅駅長を兼務し、事務局長補佐、総務係、観光誘客係、施設管理係、広報宣伝係の各担当が連携し、施設の設置目的に沿った効率的な管理運営を行うとともに、利用者のサービス向上に

努めることとしています。また、現在の指定管理者であります株式会社アドミニスター下田 の全従業員を優先的に雇用するとしております。

次に、施設の運営でございます。

まず、年間の自主事業計画でございますが、アンテナショップ、まるごと下田館といいますが、そちらへの商品の誘致、レンタサイクル事業の支援やスタンプラリーの実施により、中心市街地との連携を図る。ウッドデッキのにぎわいを創出するために、イベントの創出を行う。それから、会議室3を利用した団体昼食のシステムを模索し、常設展示室の入館セットや体験をあわせたソフトの開発に取り組むといったものが主な内容でございます。

サービスを向上させるための方策でございます。

まず、年間無休体制を確立させるためにローテーション勤務を採用いたします。

次に、道の駅としてのサービスの提供及び情報の一元化でございますが、世界一の海づくりプロジェクトで推進しております自然体験案内所「しーもん」、それから伊豆半島ジオパークビジターセンターの窓口を一括して行い、情報の一元化を図り、多様化するニーズに対応いたします。また、公衆無線LAN環境のさらなる整備、電気自動車充電設備の設置を検討するとしております。

3ページをお願いいたします。

利用者等の要望の把握及び実現策につきましては、メール、電話、アンケートの実施、意見箱の設置等により意見聴取し、役員会、出店者協議会に提案し、改善に努めるとしております。

緊急時の対応でございます。防犯対応につきましては、緊急時のマニュアルを作成整備し、 定期的な施設内の巡回を実施し、犯罪の未然防止、防火管理等に努めるとしています。防災 対応につきましては、マニュアルを見直し、最適な誘導システムを作成し、定期的に訓練を 実施することとしております。その他、緊急時の対応につきましては、市、消防、警察との 連携を図り、「緊急時連絡網による出勤体制」を作成し、対応するとしております。

次に、指定管理者の指定申請をした理由につきましては、観光立市である下田市の大きな 財産である本施設の管理運営については、当協会の組織力及びノウハウを活用し、この8年 間に培われた経験を引き継ぎ管理運営することが下田市の発展につながるものとして申請し たというものでございます。

次に、5年間の指定管理料でございます。ちなみに、今年度の平成26年度は1,790万円でございます。今後は、平成27年度は1,780万円、以降、毎年20万円ずつの減額となってござ

いまして、平成31年度には1,700万円の指定管理料の予定となってございます。指定管理料の支払い方法等詳細につきましては、別途年度協定を締結いたしまして定める予定になってございます。

続きまして、4ページから7ページでございます。こちらは指定管理者の候補者選定に係る選定結果報告の写しを添付させていただいております。

6ページの選定結果の部分をご覧いただきたいと思います。

今回の指定管理者の指定につきましては、下田市公の施設の指定管理者選定委員会に、公募によらない選定方法で選定していただいたものでございます。審査に当たりましては、管理運営状況を500点満点で採点いたしまして、500点満点中の325点、65%が合格ラインとして設定されていたものでございますが、結果といたしまして、合格ラインを上回る344.3点ということでございまして、この一般社団法人下田市観光協会が指定管理者の候補者として適当と認める報告をいただいたものでございます。この選定結果を踏まえまして、今議会に提案させていただいたものでございます。

なお、7ページに、選定委員会より評価いただいた点、また、今後改善を望む点ということで指摘をいただいております。指定管理者側だけで対応できない部分もございますので、 行政、それから指定管理者、両者協議の上、この指摘について改善を図っていきたいと考えております。

続きまして、11ページでございます。11ページにつきましては、平成31年度までの本施設の管理運営費の計画表でございます。指定管理の申請書に基づきまして指定管理料を算出した計画表でございます。

ちなみに、平成25年度決算につきましては、指定管理料1,760万支払っておりますが、39万3,000円の損失を出したというようなことでございまして、こちらの要因につきましては、指定管理者側のほうで電気料削減のためにLED電球に交換していただいたというような要因もございます。こちらの39万3,000円につきましては、アドミニスター下田のその利益剰余金の中から補てんしていただいたというような形でございます。

次に、12ページから40ページにつきましては、基本仮協定書及び仕様書等を添付させていただいてございます。こちらの基本仮協定書につきましては、本年11月20日に下田市観光協会と仮協定を締結させていただいたものでございまして、今議会で可決いただけました場合には基本協定書となるものでございます。

それから、41ページから50ページにつきましては、本施設の平成26年度の施設評価調書を

添付してございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、大変雑駁でございますが、議第55号 下田市外ケ岡交流拠点施設指定管理者の指定 についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(土屋 忍君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

竹内清二君。

○1番(竹内清二君) 多分こちらのほうは委員会での審査になると思いますので、その前に 資料提出等も含めて二、三質問させていただきたいと思います。

まず、説明資料の7ページ、選定結果の項目に、改善を望む点ということで、先ほども課 長のほうからの説明の中で、行政も含めた形での両者の改善を行っていきたいというご説明 をいただきました。

これ、改善を望む点4点を見ますと、おおよそ、行政側がやらなければいけない大きな業務といいますか、建物及び施設等の改善計画等々が列記されておると思います。当然、これは、こういった改善を望むということでの計画があるのであれば、その計画等についてのご説明も含めて賜りたいなと思っております。よろしければ委員会のほうで、もしそういったものがあればいただきたいと思います。

あと、収益の拡大等々を、アドミニスターさん、あるいは観光協会さん、さまざまな工夫をこらし行っていると思います。当然ながら、それをさらに拡大する必要性等ともうたっておりますが、そういったイベントであったり展示品等々の創意工夫を逆にアドミニさんであったり観光協会さんから市のほうにもし要望が何か出ているものがありましたら、そこら辺も教えていただきたいなと思います。また、それを今既に改善している部分において、指定管理者の要望によって変えたもの、あるいはなかなかその要望に応えられないもの等々がございましたら教えてください。

それとあと、これはちょっと今質問でお願いしたいんですけれども、48ページのほうに、これは施設の概要の中で料金体系についてうたわれております。当然、そこの利用促進ということで、市民の皆様に多く使っていただくためには利用料金等々も考えなければいけないと。その中で、この減免措置の中で、第3号、前2号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるときは5割以下の減免ということで、おおよそここの部分というのが、いろいろなイベントであったり、民間が行う事業で期待されるところなのかなと思います。ここら辺の審査の基準、市長が必要と認めるときという基準がもし明確にあるようでしたら教えていた

だきたいんですけれども、これは課長のほうにお伺いしたほうがよろしいですかね、事務的なところですので。お願いします。

- 〇議長(土屋 忍君) 観光交流課長。
- ○観光交流課長(土屋 仁君) まず、1点目の選定結果の中の改善を望む点というようなことで、やはり4点ほど挙げられております。議員おっしゃるとおり、指定管理者側というよりも、行政側に対して要請があるというようなものが多いのではないかなというふうに私どもも感じているところでございます。

まず、こちらの常設展示室のことだと私どもは理解しているところでございますけれども、こちらについては、やはりオープン当初から変わらないというようなことでございます。こちらにつきましては、平成20年度には一部改修させていただきまして、かじきミュージアムのほうを設置させていただいたところでございます。

基本的に今まで展示物の変更はないというようなことでございますので、今後におきましては、やはりリニューアル等を、またこれ教育委員会、それから市史編纂室といった関連機関等と協議をさせていただきながら考えていきたいなというふうに考えております。

次のこの利用率の向上をというような視点につきましては、やはりこちらにつきましては、 平成12年に建設された施設でございまして、その後、利用促進のために、平成15年に道の駅 と、開国下田みなとといたしまして登録されたものでございます。平成15年11月から駐車場 は無料としていたものでございますので、担当課、観光交流課といたしましては、またこの 施設の既存の機能を維持することを前提といたしまして、また指定管理者、それから入居、 出店いただいております団体と連携を強化して、施設利用者の満足度を高めていきたいとい うふうには考えているところでございます。

それから、施設の修繕、改築、施設への投資というようなことでございますが、こちらにつきましては、修繕計画、アドミニスター下田さんと計画のほうを、年次計画を策定して、その計画に基づいて修繕をしてきたものでございます。ここ数年来はその建物の本体部分を優先的に修繕してきたというようなことでございますので、今後、やはり費用対効果も含めまして、常設の展示部分についても検討をしていきたいなと思っております。

それから、自主事業の収益の拡大による指定管理料の節減というようなことでございます。 先ほどもちょっと内容の中で申し上げましたが、常設展示室の食事セット券の販売、ソフト 等の組み合わせというような自主事業の提案もされております。また、過去に使用実績のあった業者さん、そういった方に利用をしていただくように営業活動をしていただくように依 頼したいというふうに考えているところでございます。

それから、指定管理者側からの市に対する要望というようなことでございますが、やはり常設展示室の、こちらは利用料金収入というようなことでやっておりますので、どうしてもこの常設展示室の入館料が大分下がっているというようなこともございまして、そちらのリニューアル等につきましては以前から要望をいただいたところでございまして、また今回の提案でも、修繕等によりまして、質の高い、要は展示施設にしていただきたいというような要望はいただいているところでございます。

次に、それから利用料の減免というようなことでございますが、こちらは、条例にございますのはほとんど3割減免というようなところでございますが、特に市長が認めたものについての基準ということでございますが、基準自体は特にございませんので、個々の事例によりまして判断をさせていただいていると。指定管理者側のほうの減免という形ではなく、指定管理者側から市のほうに、観光交流課のほうへ、こういう事例があるんだがどうだろうというようなことがありまして、それで、市のほうでおのおのの事例に関しまして協議して決定しているというような状況でございます。

以上でございます。

- 〇議長(土屋 忍君) 竹内清二君。
- ○1番(竹内清二君) 施設及び建物等の修繕、改善というものは、今後も観光協会の皆様と ともに頑張っていただきたいと思います。

減免の関係なんですけれども、実はなぜこれを質問したかというと、先日、後援を市からいただいた事業にもかかわらず減免がゼロだったということで、主催者の方から、どうなっているんだということでお話のほうをお伺いしました。

今、課長のほうがおっしゃいました、指定管理者さんから観光交流課を通して、そして判断するというお話をお伺いしましたが、当然、指定管理者さんも収入ということを、側面を考えれば、この減免を使わずに、なるべく会場収入というものをいただきたいという本音といいますか、それは指定管理者の経営者として当然の責務というものがあると思います。そこを通さなければ、その減免の理由づけといいますか、減免の採用有無が利用できないというもののシステムは、いささか難しいのでなかろうかなと思います。

ぜひそこの部分、今後、この新しい契約に基づいて行う際の改善点ということで、引き続き当局のほうがしっかりと、この外ケ岡交流拠点の利用促進を促す機関としての役割を果た していただきたいなと強く要望いたしまして、質問を終わります。

- ○議長(土屋 忍君) ほかにございますか。
 髙橋富代君。
- ○10番(高橋富代君) こちらの指定管理料の算出根拠をお示しいただきたいと思います。 そして、27年度から31年度まで20万円ずつ減額していっている、そちらの算出根拠もあわせ てお示しください。
- 〇議長(土屋 忍君) 観光交流課長。
- **〇観光交流課長(土屋 仁君)** 管理運営計画表を先ほどの説明資料11ページに記載してございます。平成27年度指定管理料が1,780万円ということでお願いをしたいところでございます。

こちらの算出根拠といたしましては、27年度の欄をご覧いただきたいと思いますが、収入につきましては、施設使用料、展示室入館料、それから駐車場の使用料、一時使用料、雑入というような形で2,239万円となってございます。その指定管理、施設管理にかかわります支出といたしまして、人件費、事務管理費、業務委託料、使用料、負担金ということで4,136万1,000円の支出。ここで施設の管理につきましては、1,897万1,000円の不足が生じるというような状況になってございます。

それから、下の枠の自主事業の欄でございます。平成27年度の予算で自主事業の収入といたしまして、宝くじ、売店、販売の手数料、自販機の手数料、イベントの使用料、印刷物、それから雑収入等を含めまして2,543万9,000円。自主事業の支出といたしまして、宝くじの仕入れ、その他の仕入れ、人件費、消耗品等々を含めまして2,426万8,000円の支出が生じるということで、こちらの収支差し引きが117万1,000円ということになってございまして、先ほどの施設管理事業の1,897万1,000円の自主事業の収入を加えた額、それが1,780万円ということで、指定管理料を算出したものでございます。

平成28年度以降につきましては、支出の部分につきましては、施設管理事業のほうにつきましてはほとんど同額でいっているようなところでございますけれども、自主事業のほうでわずかながら、販売手数料ですか、そちらのほうを10万ほどずつ増額するような形で、自主事業の収入のほうを増やすような形で組んでいるところでございます。この販売手数料につきましては、まるごと下田館のほうの売り上げの手数料というようなことになってございますので、そのまるごと下田館への商品をいろいろ誘致していただいて、そちらの売り上げを上げるというようなことで、販売手数料の増額を図っていこうというものでございます。

以上でございます。

- 〇議長(土屋 忍君) 髙橋富代君。
- ○10番(高橋富代君) どこかを増やさないと削れないということだとは思いますけれども、外ケ岡の交流館は、もともとのできた経緯からしますと教育施設という側面もありますし、そのあたりも含めて根本的な考え方がもう違っちゃっているんだと思うんです。お客さんが来ないから、お金がかかって出ていくから、しようがない、指定管理者という形で今やっているんだとは思うんだけれども、もうこの27年で償還も終わるわけですね。そういった中で、根本的にこれは考え直したほうがいいと思いますよ。いつまでたってもこれで指定管理を進めていて、果たしてあの施設が有効活用できるのか、観光交流課がずっと続けてやっていって意味のあることなのか、その辺も十分考えたほうがいいと思います。

もう考えるのは、指定管理を31年までお願いしちゃうということならば、ここのところを 踏まえて、きちんと庁内でしっかりと計画を立てて、これを一体どうしていくんだというこ とを考え直してください。

これは要望としてとりあえずはしておきますけれども、外ケ岡交流館、果たしてやってよかったのか悪かったのかというのは、結果としたら悪かったんですよ。こんなのやらなければ、こんなお荷物ができなかったんですから。

ですから、これ、せっかく27年度で償還も終わると。繰り返しますけれども、それを踏ま えて、観光交流課ということだけではなくて、ぜひ政策的に考えていただきたいと思います。 終わります。

- 〇議長(土屋 忍君)思かにございませんか。沢登英信君。
- ○7番(沢登英信君) 下田の経済4団体で構成したアドミニスター下田から下田市観光協会に指定管理をかえると、こういう内容かと思うんですけれども、やはりこのアドミニスター下田は、観光協会も含めた経済4団体だったと思うんです。それが、そのうちの構成である一団体の観光協会になぜ指定管理になったのかと。そういう意味では、農産物や魚介類等を含めた下田の産物を観光とつなげていこうと、史跡や市史編纂室だけではなく、下田の自然の成り立ちを見せるだけではなく、道の駅を通じた観光の一つの、観光というか、地域の産物も含めた一つの拠点にしようという、こういう発想でアドミニスターが結成され、担当してきたと思うわけです。

ですから、ここの評価がどうであったのか。そして、どういうわけでその構成団体の一つである観光協会が担う形になったのか。農協も漁協も、あるいは商連も、そういうものを担

うだけのもう力が残念ながらこの地域でなくなってしまったのかと。いろんな思いというか 疑問が出てこようかと思いますので、そこら辺の点がどうであったのか、まず1点、お尋ね をしたいと思います。

それから、この11ページの指定管理の形態から見ますと、この表のつくり方は、施設の管理事業、自主事業を含めて事業展開をしていただいて、その結果、赤字が出た場合に、その赤字の金額を補てんしますよと、そういうぐあいにとれるような作図というか表になっているような気がするんです。

予定がこの場合ではこういう形で、31年度までの予算は組んでいるということでありますが、実際にやってみると、これよりも収益が上がれば問題がなかろうと思いますが、この5年間の間に、この予定どおりにいかずにもっと赤字が出たというような心配を、余分な心配かもしれませんけれども、した場合に、それらの赤字補てんというのはどういう仕組みでなされるようになるのかと。下田市の予算を含めて検討するような形のものになるのかどうなのか、そこら辺を2点ほど、とりあえずお尋ねしたいと思います。

○議長(土屋 忍君) 質疑の途中ですが、ここで休憩したいと思います。10分間休憩します。

午前11時 0分休憩

午前11時10分再開

○議長(土屋 忍君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

観光交流課長。

○観光交流課長(土屋 仁君) アドミニスター下田から一般社団法人下田市観光協会に指定 管理を変更した理由というようなことでございます。また、今までの8年間のアドミニスタ ー下田の評価はどうであったのかというようなご質問だと思います。

毎年、指定管理者の経営状況に関しましては、チェックシートを、モニターをしておるところでございまして、今までアドミニスター下田につきましては、運営状況につきましても、業務の履行、それからサービスの質、それから苦情・事故対応、総合評価というような部分で良好というような評価をしているところでございまして、今回、アドミニスターから観光協会に移行する段階において、市といたしましても、アドミニスターの評価が悪いというようなことで変更をしたものではございません。

こちらにつきましては、6月の全員協議会のほうでも、移行する理由につきまして多少、 ちょっと説明はさせていただいたと思いますけれども、やはりアドミニスター下田から観光 協会に対する要望書、それから観光協会から下田市に対する要望書、そういったものを踏ま えて、下田市観光協会のほうへ指定管理者を移行することが妥当だというような結論に達し たものでございます。

理由といたしましては、経済4団体というようなことでございまして、農協さん、漁協さん、観光協会さん、商工会議所さんというようなことで、アドミニスター下田については設置されたものでございますが、現在、観光まちづくり推進本部というようなものが設置されてございます。こちらは、市長を本部長といたしまして、その経済4団体の皆さんが、トップの方がこちらに構成団体として入っていただきまして、そういった意味では、この経済4団体、それから市の連携体制が確立されているというようなところでございます。

それから、観光協会につきましては、この外ケ岡交流館の必須の機能でございます情報発信の中核というようなものでございまして、それから、観光協会の事務局長が道の駅の駅長を兼務しているというような状況もございます。

そこで、指定管理者へ移行したといたしましても、アドミニスター下田のノウハウ、それから従業員等を活用して継続雇用することで、管理運営に支障はないというようなことでございます。

それからまた、アドミニスター下田には、昨年度から世界一の海づくりプロジェクトというようなことで、それとまたジオパークビジターセンター案内窓口業務というようなことを委託してございます。やはりこういった海づくりプロジェクト、それからジオパーク世界認定に向けましてこういった事業を推進していく上で、観光協会の情報発信機能を統合するというような観点もございます。

それから、やはり下田市観光協会、アドミニスター下田、現在別組織でございます。当然、イベントであったりというようなときには、相互に協力してやっていただいているわけでございますが、組織が統一するというようなことによって、やはりお互い人員不足の解消でありましたり既存事業の安定的な運営、新規事業が企画できるというようなことを期待いたしまして、アドミニスターから下田市観光協会への移行ということになったものでございます。

それから、2点目が指定管理料ということでございまして、1,780万円から20万ずつの減額というようなことでございますが、こちらにつきましては、そちらの収入を確保していただくつもりで指定管理者のほうも申請をしてきているものでございます。もし赤字になった

らというような部分の心配でございますが、資料の38ページにこの別記3というようなことでリスク分担表を添付させていただいてございます。こういうようなことでございまして、まず物価変動、人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増、こちらについては指定管理者のほうで見ていただくと。ただし、著しい変動については協議するというような、金利変動につきましても指定管理者のほうで見ていただくというようなことでございまして、その他、法令の変更とか税制の変更、そういったものがあった場合には市のほうで負担をしなければならないというようなことになってございます。基本的には、赤字になった場合には、企業努力というようなことでございまして、指定管理者側に負担していただくというようなことでございます。

以上でございます。

- 〇議長(土屋 忍君) 沢登英信君。
- ○7番(沢登英信君) 要望をして終わりたいと思いますが、27年度に1,780万、31年度は1,700万だと、少しずつ、20万ずつぐらい減らしていくんだと、こういうことではなくて、むしろ、この施設は下田にとって必要な施設だと、2,000万も3,000万もかけていいんだと、観光下田にとって、どういう、ここを拠点にして意味があるのかと、そういう積極的な発想をぜひしていただきたいと。

経費を削減するためにアドミニスターから観光協会にやるんだと、あるいはこの人員を使いやすくするためにというようなことではなくて、そういう意味では髙橋さんと内容は違いますけれども、発想としては、下田にとってやはりこの一番人が集まるところで、海ともつながっているところだと、魚市場もあると、こんないいところほかにないじゃないかと、これはこの下田にとって2,000万も3,000万も出していいところなんだと、そういうような運営をぜひまたしていただきたいし、そういう位置づけをしていただきたいと思います。若干の赤字を出しているから困った施設だなんていうような発想ではなくて、これをどう下田にとって利用していくかと。道の駅のこの認定も一つのそういう発想の段階であったかと思うんですが、この時期に来て、方向が何か前すぼみじゃないんじゃないかというような気がするんです。ですから、やはり市としても、下田市の活性化に展望が持てるような拠点の一つであると、こういう認識のもとにぜひ頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○議長(土屋 忍君) 要望でよろしいですか。

ほかにございませんか。

大黒孝行君。

○9番(大黒孝行君) 今、沢登さんの話の続きのような話ですが、結局、基本的には、4団体が心を一つにして、何とかしよう、何とかいいものにしようということが、ダイナミックな展開というものを期待した一人ですが、ままならず、今回、このような状態を迎えたと。しかし、行政が丸投げしてよろしいというような施設では決してないと、そういう思いをいたしております。今回受けられる指定管理者観光協会の自主的な運営に関する柔軟な対応というものは尊重されなければいけませんが、市も積極的にアプローチ、アイデアを出していく、そういう思いを常に持っていただきたい、かように考えるものです。

そこで1点、アイデアを、私なりの考えを述べさせていただきます。

この大きな歳出の中に光熱水費がございます。一千五、六百万の。これを自主的な太陽光 発電等々を導入する中で軽減していく、そういうような発想があるかないか。また、そうい うものをやっていく考えを、管理者には結構無理だから、市があるかないか、その点をお聞 かせいただきたいと思います。

- 〇議長(土屋 忍君) 観光交流課長。
- ○観光交流課長(土屋 仁君) 支出の中でやはり電気料といったものが非常に大きな部分を 占めておりまして、先ほどもちょっと申し上げましたとおり、指定管理者側で通常の電球か らLED電球に交換していただいて、その電気料を下げるというようなこともやっていただ いております。それから、今年度につきましては、電気事業者の変更を、東京電力さんから かえたというようなところで、電気料を削減する努力については、市、また指定管理者とも ども行っているところでございます。

今ご質問のございました太陽光発電につきましては、今のところ、市の方もまだ検討段階には入ってはございませんので、今後、それにかかる経費、補助金の関係、費用対効果等を含めまして、ちょっとその辺は検討課題とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

- 〇議長(土屋 忍君) 大黒孝行君。
- **〇9番(大黒孝行君)** 義務経費で光熱水費、これが、ここの決算を見るとかなり複雑で読み にくい格好になっておりますもので、私自身の読み込みが足りない部分もございますが、も う少し決算書の支出の明細の中でしっかりしたわかりやすい資料にしていただきたい。これ は要望しておきます。よろしく。
- ○議長(土屋 忍君) ほかにございませんか。

伊藤英雄君。

○3番(伊藤英雄君) 外ケ岡交流拠点施設が開設して14年が経過したということであります。 十六、七年前には、この建物を建てていいのか悪いのか、補助金頼みでいいのか悪いのかと いう大きな議論があったわけで、私自身、この建物がなければ恐らく市会議員になることは なかっただろうという思いがあるので、非常に思いがこもる施設なんでありますが、よく当 局はここまで頑張ってこられたと思っております。

自治省のリーディングの補助金は縛りが強くて、とても観光拠点施設なんかにはならないよという主張をしてきて、実際、だから非常に苦労したんだと思います。うたい文句は、100万人のお客さんが来るよということで、計画されてでき上がってきたんだけれども、道の駅になることができたというのもすごいことだなと思っております。それから、本体のほうで商売することはできませんと言い続けておられたんだけれども、今、売店ができるようになったと。少しずつ前進はしているんだろうなという思いではおります。

アドミニスター下田についても思い入れが強くて、アドミニスター下田がここの指定管理者になるときに、アドミニスター下田は、登記されていない法人だったんですよね。つまり、存在しない法人だったんですね、法的には。法的に存在しないところを指定管理者にするって何だそれはということで、当時、観光協会を指定管理者にしたらどうかという提案をさせてもらったんだけれども、今、観光協会が指定管理者になるという、こういう議案をもらって、ああ、やっぱりそうなったかなという感じがします。

やっぱり無理はよくないですよね。補助金もらいに何かを、わけがわからないけれども、 とにかく補助金が出るんだからということで、しっかりとした計画や目的なくやったり、存 在しない会社を指定管理者にしたりすれば、やっぱり矛盾も出るだろうし、出てくるだろう と思う。

アドミニスター下田についてちょっとお尋ねしたいんですが、アドミニスター下田は、当初の図書室のあたりかな、観光協会の事務所の裏のところに事務所を持って、社員があそこに常駐して、たしかやっておったというふうに記憶しているんですが、アドミニスター下田が指定管理者から外れた後、そのアドミニスター下田の社員さんたちが常駐していた旧図書室のところ、そこはどんなふうなことになるのかということをお尋ねします。

- 〇議長(土屋 忍君) 観光交流課長。
- **〇観光交流課長(土屋 仁君)** 今、観光協会の事務所、それからアドミニスター下田の事務 所ということで、上に上がっていく階段のところでちょっと仕分けされているところでござ

います。

今後、アドミニスター下田、今現在11人でございますけれども、パート、臨時、窓口案内、それからお掃除関係のパートの方を含めまして11人、観光協会があちらだけで4人おりますので、今、ちょっとどういうような配置がえになるのかはわかりませんが、当然、観光協会の中の一つの係というような位置づけになっていくと思われますので、事務所の配置については、ちょっと今具体的な案は出ておりませんが、やはり意思疎通がスムーズにいくような配置にしていただくように私のほうも要望をしていきたいというふうに考えている状況でございます。

- 〇議長(土屋 忍君) 伊藤英雄君。
- ○3番(伊藤英雄君) 指定管理者になっているけれども、実質は市なんですよね。観光協会の運営費のほとんどは市の補助金で、影響力も大きいし、今の課長の答弁を聞いていても、その配置を検討していくというような言い方をしておるわけですよ。本来、観光協会がやるんだから、配置は観光協会が決めることで、市がそこにどうするこうするもないわけなんだけれども、実際は市と相談しながらやっているという矛盾を抱えているんだけれども、やっぱりはっきりさせたほうがいいと思うんですよ。観光協会に、要は能力がないということを言っているんですよね、今のその答弁の言い方をかりれば。観光交流課が相談に乗ってやらなきゃできないよというようなことを言っておるので。

アドミニスター下田の社員さんたちが、アドミニスターは、たしか売店と、サイクルもそうかな、アドミニスター下田が指定管理者を撤退したんであれば、それは観光協会が全部を、要するに観光協会が臨時さんを雇うなり何なりして、観光協会が責任を持ってやっていくという、そういう仕組みにしていかないとうまくないと思いますよ。依然として、アドミニスター下田さんが採用している臨時さんだとかアルバイトさんがそのまま、この外ケ岡ベイステージというのか、道の駅というのが正確かわかりませんけれども、そこで働いたままの状態で、トップの看板の名前だけはアドミニスターから観光協会に変わりましたよという形でなくて、本当にもう引いたんなら、そこで働いている人はみんな観光協会のアルバイトなり臨時職員なりにして、観光協会が全責任を持ってやると、こういう形態を求めるべきだと思いますが、いかがですか。

- 〇議長(土屋 忍君) 観光交流課長。
- **○観光交流課長(土屋 仁君)** すみません、ちょっと私の説明が不十分だったかもしれませんけれども、実際に4月1日からは、今のアドミニの職員は観光協会のほうに籍が移るとい

うようなことでございまして、雇用のほうは、下田市観光協会が雇用するというような形になります。申しわけございませんけれども、職員のほうにつきましては、やはりノウハウを持っている、今までの経験があるというようなことで、今の職員を優先的に雇用するというような方向で動いているというようなことでございますので、必ずしも、何といいますか、4月以降は観光協会のほうで全ての従業員は雇用するというような形になります。

- ○議長(土屋 忍君) 伊藤英雄君、3回目です。
- ○3番(伊藤英雄君) わかりました。せっかく32億ですか、かけてつくった建物なので、有効活用してもらいたいと思います。有効活用には、やっぱり相変わらず補助金の縛りというのが一番ネックだろうと思うので、国のほうとしっかり交渉して、いい観光交流拠点になるように努力を要望して終わります。
- ○議長(土屋 忍君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第55号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第56号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長(土屋 忍君) 次は、日程により、議第56号 下田市特別職報酬等審議会条例の一部 を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(稲葉一三雄君) それでは、議第56号 下田市特別職報酬等審議会条例の一部を 改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の4ページをお開き願います。

議第56号 下田市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、 議案件名簿5ページのとおりとするものでございます。

初めに、提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の給料を審議するためでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律は、本年6月20日に公布 され、平成27年4月1日から施行されることになりました。

今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政におけ

る責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等、制度の抜本的な改正を行うものでございます。

また、教育委員会を引き続き執行機関としつつ、その代表者である委員長と事務の統括者 である教育長を一本化した新たな教育長を置くこととなっており、新たな教育長は、任期は 3年となり、特別職の身分のみを有するものとなるということでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、条例改正関係等説明資料の51ページ、52ページをお開き願います。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が、 今回改正させていただくところでございます。

第1条でございますが、「副市長」の次に「教育長」を加え、「、副市長及び教育長」と するものでございます。

第4条第3項は、下線部につきまして文言修正するものでございます。

それでは、議案件名簿の5ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例の施行日を定めておりまして、公布の日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第56号 下田市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(土屋 忍君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

伊藤英雄君。

○3番(伊藤英雄君) 新しい制度もできて、教育長も市長の指名によるということで、教育に市長が大きくかかわると、こういう話の中で出てきたと思うんですが、下田市の学校等の再編整備審議会が開かれて、統合、統廃合の話が出ております。いずれ答申が出されると思いますが、今度は市長がその統廃合についても当然責任を負うという形になるんだろうと思います。

それで、この説明会に今までは教育長が出ておったんですが、教育長と同時に市長もまた その場に出て、自分もまた、このもともと僕から言わせると設置は市のほうだったので、当 然、市長が出て説明すべきものだなとは思っておったんですが、新しい制度を受けて、統廃 合に向けて市長はいかがのように考えておるかお尋ねします。

- 〇議長(土屋 忍君) 市長。
- ○市長(楠山俊介君) そういう状況になりましたら、昨日、一昨日の一般質問にも出ましたけれども、再編整備等につきましても、全庁挙げていろいろな関係の中できっちり対応しなきゃならないというところでありますし、教育委員会制度が変わったとしても教育長の権限というのはあるわけですし、そういう中で、市長として、統括責任者としてしっかり出ると。そういう中では、そういう説明会等におきましても、必要に応じて、あるいは要望に応じてしっかりと対応していきたいというふうに思っております。
- 〇議長(土屋 忍君)ほかにございませんか。沢登英信君。
- ○7番(沢登英信君) 教育長が特別職になる議案だろうと思いますが、教育の地方行政組織に関する法律が変わったにしましても、その精神であります教育委員会の独立性、そして教育の中立性、これが反故にされているわけではないと、こういうことだろうと思うんです。そうしますと、大綱や基本計画をつくるという新たな作業が法的には出てくるわけですけれども、それらの教育に対するものの考え方、大綱に当たる考え方がなかったわけではないと、基本計画だってなかったわけではないと思うわけです。そこの点について、どのように教育長はお考えになっているのかと。

この法体系の中で、この市長の独断といいますか、そういうものがやはりきっちりと排されていき、教育委員会が決めたことを基本的には市長も尊重して予算措置をしていくと。これらの課題と市長としてのリーダーシップをどうとるかというところの兼ね合いが、新たな法律の中での課題となるというぐあいに私は思うわけですけれども、その点についてどのようなかじ取りを、新たな特別職となられる教育長はされていく決意なのか、考えなのか、明らかにしていただきたいと思います。

- 〇議長(土屋 忍君) 教育長。
- ○教育長(野田光男君) 今お話がございましたように、教育委員会の独立性、中立性、これについては、しっかり基本的には今までどおりの姿勢で臨みたいと、このように思っております。特に総合教育会議においては、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、首長が教育委員会の中に入るということになるわけですけれども、その他、意見を聞きたい状況があれば、聴取者として招聘して会議で意見を聞くというようなことも当然あるわけですけれども、いずれにしても、今までの教育委員会の中に首長が入って総合教育会議をしますので、教育委員会としても、首長の権限、主張が余り強ければ、やっぱり独立性、中立性について

はしっかりと意見を交えて、そこは、基本的なところは、しっかりと教育行政として責任を 持って施行していく姿勢を持っていきたいと、このように思っております。

ただ、首長が入ることによって、地方公共団体としての教育政策・行政に関する方向性というのが今まで以上にも明確にはなるんではないかと、このように思っております。そういう意味では、施策の実現性、実効性については、今まで以上に変わってくるんではないかなということで、期待も一方でしているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長(土屋 忍君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第56号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第57号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長(土屋 忍君) 次は、日程により、議第57号 下田市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

福祉事務所長。

○福祉事務所長(原 鋪夫君) それでは、議第57号 下田市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案件名簿の6ページ、7ページをお開き願います。

6ページにつきましては、議案のかがみでありまして、下田市福祉事務所設置条例を7ページの内容のとおり制定させていただきたいというものでございます。

提案の理由につきましては、本条例は、下田市福祉事務所を設置することを目的に制定されているものでございます。今回の改正につきましては、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴いまして、条文の整備を行うというものでございます。

改正の内容につきましては、条例改正関係等説明資料で説明をさせていただきたいと思いますので、申しわけございませんが、資料の53ページ、54ページをお開き願います。

資料は、左側が改正前、右側が改正後となっており、アンダーラインの部分が改正箇所というふうに表示されております。

では、改正の内容につきまして説明をさせていただきます。

第1条2項中「東本郷1丁目」を「東本郷一丁目」に改める。算用数字を漢数字のほうに 改正するというものでございます。

第2条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改めるというも のでございます。

次に、議案のほうに戻っていただきまして、7ページをお開き願いたいと思います。

条例改正の附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上、雑駁ではありますが、議第57号 下田市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例 の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(土屋 忍君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第57号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第58号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長(土屋 忍君) 次は、日程により、議第58号 下田市国民健康保険条例の一部を改正 する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

〇市民保健課長(鈴木邦明君) それでは、議第58号 下田市国民健康保険条例の一部を改正 する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数でございますが、議案件名簿の8ページをお開き願います。

議第58号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙9ページのとおり制定するものでございます。

健康保険法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第365号)が平成26年11月19日公布されたことに伴い、出産育児一時金の額を改正するものでございます。

その内容が、お手元の下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由といたしまして、さきに述べました政令が公布されたことから、本条例において も所要の改正をするものでございます。

国民健康保険では、出産したお母さんに対し、出産育児一時金として42万円をお支払いしております。この42万円の内訳といたしましては、出産育児一時金としての部分が39万円、 そして産科医療補償制度分の掛金として3万円の合計42万円となります。

今回の改正では、出産育児一時金の部分の39万円を40万4,000円に引き上げるものでございます。

理由といたしましては、平均的な出産費用が増加しており、お母さんの負担を軽減するため 1万4,000円増額し、40万4,000円にするものでございます。

また、今回の改正では、産科医療補償制度分の掛金が3万円から1万6,000円に引き下げられるため、出産育児一時金の金額自体は、これまでどおり総額42万円を維持するものでございます。

なお、平均的な出産費用でございますが、平成24年度の数字で、民間の病院ですと41万7,000円、公的病院で40万6,000円となっております。

お手数ではございますが、条例改正関係等説明資料の55ページ、56ページをお開きください。

第6条、出産育児一時金でございますが、出産育児一時金として39万円から40万4,000円に引き上げるもので、第6条第1項中「390,000円」を「404,000円」に改めるものでございます。

申しわけございませんが、議案件名簿の9ページをお開き願います。

附則でございますが、第1項、この条例は、平成27年1月1日から施行するものでございます。

次に、第2項でございますが、この条例による改正後の下田市国民健康保険条例の規定は、 施行日以降の出産に係るものから適用し、同日前の出産につきましては、なお従前の例によ るものでございます。

大変雑駁な説明でございますが、議第58号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わりとせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(土屋 忍君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

鈴木 敬君。

- ○5番(鈴木 敬君) すみません、出産育児一時金ですが、これは総額は変わらないと、42 万ということでして、その分の39万円を40万4,000円に引き上げると。上限のほうは、条文では変わらないけれども、これはこのままで、3万円のままでよろしいということなんでしょうか。上限はあえて変える必要はないというふうなことなのかなというふうに思いました。それともう1点ですが、直接この条例ではないですが、この間ずっと、出産育児一時金というものをもっと引き上げるべきだというふうなことを私は言っています。それはもう少子高齢化、人口減少に対して、出産を奨励するという意味でシンボル的に言ったんですが、42万円プラスアルファを、ルール分としてでなければ、市としてお祝い金という形で新たに付与することができないのかどうなのかということなんですが、これ、出産件数自体が、下田市の場合、国保の分で限定されていますよね。今、ちょっと何点か忘れましたが、それを入れても、例えば3万円ぐらいの祝い金を上乗せするということに関しても、それほど大きな出費になるというふうには思っていないんですが、それができない理由というのをもう一度お聞かせ願えればと思っております。
- 〇議長(土屋 忍君) 市民保健課長。
- ○市民保健課長(鈴木邦明君) まず、この条例の上限3万円を変更しないものにつきましては、平成26年7月10日に厚生労働省の保健局より通知が来てございまして、今回の改正は、出産育児一時金を39万円から40万4,000円にするものでございまして、産科医療補償制度に関するものにつきましては、3万円を超えない範囲で保険者が定める金額を加算することを、規定自体は見直さないということの通達を受けております。よろしいでしょうか。

もう一つ、出産育児一時金につきましては、42万円に、ルール分以外でまたちょっといろいろ少しプラスアルファしたらどうかということなんですけれども、これにつきましては昨日の一般質問でもお答えした経過がございますが、やはりほかの市町で、確かに3万円から10万円ほどお祝い金として、これは出産育児一時金とは別に出しているところはございます。ただ、この出産育児一時金につきましては、国保特別会計、国保加入者に限るものということになりまして、例えばほかに祝い金として出す場合には、国保以外にもほかの一般市民の方でお母さん方がいらっしゃるわけで、その部分につきましては、お祝い金として出す部分について、私どもの市民保健課サイドだけではなくて、やはりこれはほかのところも、例えば子育て支援課とか福祉関係の課とかといろんなところで出しているところがございます

もので、ちょっと全庁的な形でまたちょっと考えていかなきゃならないのかなと思っており

ます。

以上でございます。

○議長(土屋 忍君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第58号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第59号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長(土屋 忍君) 次は、日程により、議第59号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

〇建設課長(長友勝範君) 議第59号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案件名簿の10ページをお願いいたします。

議第59号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

下田市営住宅条例の一部を改正する条例を次ページ11ページから12ページのとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の一部改正に伴い、条文の整備をするものでございます。

説明資料の58ページをお願いいたします。

左ページが改正前、右ページが改正後になっております。改正箇所につきましてはアンダーラインを引いてございます。

それでは、6条第1項2号イの中の「係るもの」の次に「又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるもの」を加え、同条第2項第5号中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、

「附則第4条第1項に規定する支援給付」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)

附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付」を加え、同条3項第1項ウ中「、又は」を「又は」に改めます。

60ページ、61ページをお願いいたします。

第11条5項及び第17条1項中「第8条第2項」を「第8条第3項」に改める。

第21条第2項中「き損」を「毀損」に改めます。

第40条第1項第3号中「き損」を同じく「毀損」に改め、同行第6号中「第56条第1項」 を「第56条」に改めます。

第44条中「第8条第2項」を「第8条第3項」に改め、62ページ、63ページをお願いいた します。

第52条中「明け渡し」を、送り仮名を変更しまして「明渡し」に改め、同条3号中「き損」を「毀損」に改めます。

第53条中「第8条第2項」を「第8条第3項」に、第58条及び59号を、条例の組み立てを変更しております。

また、「第59条、市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃、敷金又は使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。」に変更します。「科する」を「処する」に変更するものでございます。

ページ64、65でございます。

別表中の「6丁目」を「六丁目」に改めるものでございます。

議案件名簿の12ページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、雑駁な説明でございましたが、下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(土屋 忍君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

大黒孝行君。

〇9番(大黒孝行君) ちょっと聞き漏らしたかもしれません。確認のために。

この18条と19条の順番の変えたという趣旨はどういうところであったか、お願いいたします。

〇議長(土屋 忍君) 建設課長。

〇建設課長(長友勝範君) これは条例の組み立ての問題でありまして、罰則については条例 の最後にするということでございまして、これまでの組み立てが間違っていたということで、組み立てを変えておるところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(土屋 忍君)ほかにございませんか。鈴木 敬君。
- ○5番(鈴木 敬君) 提案理由に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に基づくものであるというふうに書いてありますが、今現在、下田市にこのような中国からの帰国された方というのはどのくらいおるんですか。それとまた、これから先、このような中国残留孤児が帰国して下田なり日本なりに、ここのところ、そういう帰国のニュースも余り聞かないんですが、そういう可能性というのはどのくらいあるんでしょうか。
- 〇議長(土屋 忍君) 福祉事務所長。
- ○福祉事務所長(原 鋪夫君) この条例につきましては建設課のほうで管理していますが、 中国残留邦人の関係の給付につきましては福祉事務所のほうで担当させていただきますので、 その部分についてお答えをさせていただきます。

この中国残留邦人の関係に基づいて、平成20年4月1日から1名につきまして支給の給付を行っておりました。医療の給付と介護の給付について支給したというものでございます。

なお、22年7月1日において、保有限度、要するにお金の保有している金額が超過したということで給付金の停止となっておりまして、それ以後、対象者は下田のほうにはいらっしゃらないということで、現在のところ、そのような方が入ってくるということはちょっと伺っておりません。

- 〇議長(土屋 忍君)思かにございませんか。沢登英信君。
- ○7番(沢登英信君) 63ページの委任、58条につきまして、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるという1項が入っておりますが、この改正によって、この規則を定める必要は出てきたのかどうなのか。

それから、だとすれば、その規則は提示がされるのかどうかお尋ねをしたいというのが1 点と、説明資料の58、59で、ここが改正のポイントであろうと思うんですが、既にこの現在 ある中国残留邦人等の円滑な帰国の促進に関する法律そのものはあるわけですので、この改 正によってどこがどう違ってくるのかという点の説明をいただきたいと。

それから、住宅を提供するということですので、市営住宅をですね、今は対象者がないという話のようですけれども、提供する住宅というのはどんな形で現在あるのかないのか、この2点をお尋ねしたいと思います。

- 〇議長(土屋 忍君) 建設課長。
- **〇建設課長(長友勝範君)** 今回の条例の改正は、市営住宅の入居資格に関するところの条例 の改正でございまして、この入居資格の中に中国の残留邦人の名称が現在あるものでござい まして、その名称が変更になることでございますので、規則等の変更はございません。それ から、これまでどおりの扱いで、内容的には変更はございません。

以上でございます。

○議長(土屋 忍君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第59号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。 ここで午後1時まで休憩いたします。

 午後
 0時
 0分休憩

 一
 一

 午後
 1時
 0分再開

○議長(土屋 忍君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第60号~議第65号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長(土屋 忍君) 次は、日程により、議第60号 平成26年度下田市一般会計補正予算 (第6号)、議第61号 平成26年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第2号)、議第62号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)、議第63号 平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)、議第64号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)、議第65号 平成26年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第3号)、以上6件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木俊一君) それでは、議第60号から議第65号まで一括してご説明申し上

げます。

まず、あさぎ色の補正予算書と補正予算の概要をご用意お願いいたします。

初めに、議第60号 平成26年度下田市一般会計補正予算(第6号)についてご説明申し上げます。

12月の補正予算につきましては、その編成方針を、厳しい財政状況の中、9月補正後の事情の変化により必要となった義務的事業等に限ったものと定め、予算要求の指示をしたところであり、査定もこの方針により行ったものであります。

その内容につきましては、歳入では市税の増額、国・県支出金の増減の整理、地方債の増額等の特定財源の増額とあわせ、不足分を財政調整基金により手当てしたところでございます。

一方、歳出では、生活保護扶助費と社会保障関係経費、防災安全対策に要する経費、新庁 舎等建設関係経費等を中心に措置したところでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成26年度下田市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,636万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ98億8,756万8,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから4ページに記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

第2条、債務負担行為の補正でございますが、第1項債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正 1追加」によるということで、補正予算書の5ページをお開きください。

債務負担行為の追加は4件で、1件目は、事項は新庁舎等建設基本構想・基本計画等作成業務委託料、期間は平成26年度より平成27年度まで。限度額は事業予定額1,094万2,000円の範囲内で、新庁舎等建設基本構想・基本計画等作成業務を委託する旨の契約を平成26年度において締結し、平成26年度予算計上額218万9,000円を超える金額875万3,000円については、平成27年度において支払うものでございます。

2件目は、事項は通園バス運転業務委託料、期間は平成26年度より平成29年度まで。限度額は事業予定額2,064万6,000円の範囲内で、通園バス運転業務を委託する旨の契約を平成26

年度において締結し、平成27年度以降において支払うものでございます。

3件目は、事項は農地台帳システム保守管理委託料、期間は平成26年度より平成31年度まで。限度額は事業予定額351万円の範囲内で、農地台帳システム保守管理業務を委託する旨の契約を平成26年度において締結し、平成27年度以降において支払うものでございます。

4件目は、事項は新地方公会計制度対応固定資産台帳整備業務委託料、期間は平成26年度より平成28年度まで。限度額は事業予定額2,100万円の範囲内で、新地方公会計制度対応固定資産台帳整備業務を委託する旨の契約を平成26年度において締結し、平成26年度予算計上額180万円を超える金額1,920万円については、平成27年度以降において支払うものでございます。

第2項債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正 2変更」によるということで、補正予算書の6ページ、7ページをお開きください。

債務負担行為の変更は3件で、1件目は、事項はAEDリース料、期間の変更はなく、限度額を、事業予定額111万円を51万3,000円に、平成26年度予算計上額25万2,000円を7万8,000円に、平成27年度以降支払い額85万8,000円を43万5,000円に変更するものでございます。

2件目は、事項は事務機器等リース料、期間の変更はなく、限度額を、事業予定額628万9,000円を143万1,000円に、平成26年度予算計上額94万4,000円を21万5,000円に、平成27年度以降支払い額534万5,000円を121万6,000円に変更するものでございます。

3件目は、事項は事務機器等リース料(その2)、期間の変更はなく、限度額を、事業予定額32万5,000円を20万円に、平成26年度予算計上額3万8,000円を2万3,000円に、平成27年度以降支払い額28万7,000円を17万7,000円に変更するものでございます。

1ページに戻っていただき、第3条は地方債の補正で、地方債の変更は、「第3表 地方 債補正 変更」によるということで、補正予算書の8ページをお開きください。

地方債の変更は3件でございます。

1件目、起債の目的は消防団小型ポンプ積載車で、限度額360万円を450万円に変更するもの。

2件目、起債の目的は稲生沢小学校屋内運動場天井改修事業で、限度額640万円を950万円 に変更するもの。

3件目、起債の目的は白浜小学校屋内運動場天井改修事業で、限度額530万円を1,070万円 に変更するものでございます。 なお、いずれにつきましても、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。 それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、企画財政課関係、15款2項8目1節県費・県営事業軽減交付金64万1,000円の増額は、交付金の確定によるもの、17款1項2目1節総務費寄附金44万4,000円の増額は、ふるさと応援基金に対するもの、18款2項1目1節財政調整基金繰入金3,900万円の増額は、補正財源調整分、21款1項3目1節消防債90万円の増額は、消防団小型ポンプ積載車にかかわるもの、同4目1節小学校債850万円の増額は、稲生沢及び白浜小学校運動場天井改修事業の確定によるものでございます。

総務課関係、16款2項1目1節不動産売却収入64万1,000円の追加は、市有地売却。20款4項4目14節保険金受入金26万1,000円の増額は、6件の保険金の受入金、同20節雑入5万2,000円の増額は、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与受入金、同6目1節弁償金4万1,000円の追加は、交通事故賠償金を受け入れるものでございます。

税務課関係、1款2項1目2節固定資産税・滞納繰越分900万円の増額及び同7項1目2 節都市計画税・滞納繰越分100万円の増額は、収入見込みの増によるものでございます。

地域防災課関係が、18款2項1目4節緊急地震・津波対策基金繰入金120万2,000円の減額は、消防団小型ポンプ積載車分の減額及び総合防災訓練事業費分の増額によるものでございます。

福祉事務所関係、14款1項1目1節国庫・社会福祉費負担金738万6,000円の増額は、4ページ、5ページにかけて表記してございますが、補正内容等欄記載の内訳による社会福祉費負担金の増、同5節国庫・生活保護費等負担金4,500万円の増額は、生活保護扶助費の増額に伴うもの、15款1項1目1節県費・社会福祉費負担金369万2,000円の減額は、補正内容等欄記載の内訳による社会福祉費負担金の増額でございます。

市民保健課関係、14款1項1目6節国庫・保険基盤安定負担金20万4,000円の減額は、保険者支援分の確定によるもの、15款1項1目5節県費・保険基盤安定負担金368万4,000円の増額は、国民健康保険分及び後期高齢者医療分の確定によるもの、20款4項3目3節広域連合過年度収入99万5,000円の追加は、前年度決算確定による精算分を受け入れるものでございます。

産業振興課関係、13款1項4目7節爪木崎自然公園使用料27万8,000円の増額は、保健休養林爪木崎自然公園駐車場使用料、15款2項4目1節県費・農業費補助金418万円の増額は、

農地台帳システム整備事業及び機構集積支援事業に係るものでございます。

観光交流課関係が、15款2項5目2節県費・観光施設整備費補助金480万円の減額、17款 1項7目1節観光施設整備費寄附金170万円の減額は、ジオサイト整備事業の事業終了に伴 う精算でございます。

建設課関係、14款2項4目1節国庫・社会資本整備総合交付金9万6,000円の増額は、住環境整備事業、15款2項6目1節県費・住宅費補助金64万8,000円の増額は、木造住宅耐震補強助成事業、17款1項5目2節都市計画費寄附金5万円の追加は、景観まちづくり基金(ふるさと納税分)を受け入れるものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

学校教育課関係、12款2項1目2節児童福祉費負担金72万6,000円の増額は、放課後児童クラブ利用者負担金、13款1項7目3節幼稚園使用料40万3,000円の減額は、幼稚園授業料、14款1項1目4節国庫・児童福祉費負担金209万3,000円の減額、15款1項1目3節県費・児童福祉費負担金104万7,000円の減額は、民間保育所の運営費の減額に伴うもの、同2項2目3節県費・児童福祉費補助金43万4,000円の増額は、多様な保育推進事業の事業費増に伴うもの、17款1項6目1節教育費寄附金25万円の追加は、教育振興基金及び奨学振興基金(ふるさと納税分)でございます。

生涯学習課関係が、15款2項7目1節県費・教育費補助金8万5,000円の減額は、文化財保存費補助金の確定によるものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳出でございます。

企画財政課関係が、2項1項7目0240地域振興事業90万8,000円の増額は、委員謝礼及び地域生活環境整備補助金の増額、2款1項9目0300財政管理事務201万円の増額は、時間外勤務手当及び新地方公会計制度対応固定資産台帳整備業務委託の増額、2款1項21目0405ふるさと応援基金44万4,000円の増額は、ふるさと応援寄附金5件分を積み立てするもの、2款9項1目0910電算処理総務事業165万円の増額は、児童扶養手当法改正作業委託、12款1項1目一般会計予備費799万2,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

総務課関係、2款1項1目の0100総務関係人件費80万5,000円の増額は、職員人件費及び時間外勤務手当、2款1項2目の0110人事管理事務12万9,000円の増額は、特別職報酬等審議会の開催に係る経費、同3目0141例規関係事務62万2,000円の増額は、例規集に係る印刷製本費及び例規データベース化業務委託、2款1項4目0174都市交流事業78万2,000円の追

加は、あぜりあ丸スクリュー設置工事、2款1項5目0210財産管理事務36万8,000円の増額は、赤根島枯松撤去業務委託でございます。

選挙管理委員会関係が、2款4項6目0576下田市議会議員選挙事務25万3,000円の追加は、 入場券に係る印刷製本費でございます。

施設整備室関係、2款1項15目0225新庁舎等建設推進事業236万9,000円の増額は、新庁舎 等建設基本構想・基本計画審議会の開催及び新庁舎等建設基本構想・基本計画等作成業務委 託に要する経費でございます。

地域防災課関係、2款7項1目0750交通安全対策事業2万円の増額は、運転経歴証明書交付手数料補助金、2款8項1目0860地域防災対策総務事務536万円の増額は、時間外勤務手当、家庭用食料品備蓄ガイドの印刷製本費、災害時連絡通路整備に係る工事請負費及び用地取得費、同0865総合防災訓練事業120万円の増額は、敷根運動公園グラウンド整備工事、8款1項2目5810消防団活動推進事業11万7,000円の増額は、時間外勤務手当及び消防団長交際費、同3目5860消防施設等整備事業54万5,000円の減額は、消防団小型ポンプ積載車の契約差金でございます。

福祉事務所関係、3款1項4目1052在宅身体障害者(児)援護事業77万5,000円の増額は、補装具費、10ページ、11ページをお開きください。同7目1120障害福祉サービス事業1,400万円の増額は、障害福祉サービス費、3款4項1目1751生活保護費支給事業6,000万円の増額は、生活保護扶助費でございます。

市民保健課関係、3款7項1目1901国民健康保険会計繰出金1,234万円の増額は、国保情報データベースシステム改修分として29万7,000円、財政安定化支援事業分で1,194万6,000円、時間外勤務手当分9万7,000円でございます。同1902保険基盤安定繰出金604万2,000円の増額は、保険税軽減分及び保険者支援分の確定によるもの、3款8項1目1950介護保険会計繰出金17万3,000円の増額は、時間外勤務手当分、3款9項1目1960後期高齢者医療事業5万2,000円の増額は、職員人件費、同1965後期高齢者医療会計繰出金129万6,000円の減額は、保険基盤安定分の減額及び時間外勤務手当の増額でございます。

環境対策課関係、4款3項3目2280ごみ収集事務213万8,000円の増額は、補正内容等欄記載の委託料、4款3項4目2300焼却場管理事務370万9,000円の増額は、光熱水費の増額及び補正内容等欄記載の委託料の減額、同じく5目2380環境対策事務60万円の増額は、住宅用太陽光発電システム設置費補助金でございます。

産業振興課関係が、5款1項1目3000農業委員会事務418万円の増額は、農地情報公開シ

ステム地図データ出力業務委託及び農地台帳システムの購入、同2目3050農業総務事務6万5,000円の増額は、職員人件費、同6目3250基幹集落センター管理運営事業16万8,000円の増額は、修繕料、5款2項1目3353有害鳥獣対策事業31万7,000円の増額は、買上金、6款1項2目4050商工業振興事業60万円の増額は、広告宣伝キャラクター費補助金でございます。

観光交流課関係、6款2項1目4200観光まちづくり総務事務104万3,000円の増額は、時間外勤務手当及び消耗品費、同3目4350観光施設管理総務事務100万円の増額は、修繕料、同4357伊豆半島ジオパーク推進整備事業433万6,000円の減額は、恵比須島公衆トイレ整備工事の終了によるものでございます。

建設課関係、7款1項1目4500土木総務事務13万5,000円の増額は、普通旅費、12ページ、13ページをお開きください。7款3項1目4800河川維持事業40万円の増額及び同2目4900排水路維持事業30万円の増額は、修繕料、7款5項1目5150都市計画総務事務29万9,000円の増額は、都市計画審議会及びまちづくり懇話会の開催経費、同7目5465景観まちづくり基金5万円の増額は、景観まちづくり基金積立金、7款7項1目5600市営住宅維持管理事業2万5,000円の増額は、住宅管理委員会の開催経費、同2目5620耐震改修支援事業119万2,000円の増額は、木造住宅耐震補強助成事業補助金及び木造住宅補強計画策定事業費補助金でございます。

学校教育課関係、3款3項3目1550公立保育所管理運営事業21万4,000円の増額は、職員人件費において給料、共済費の減額、時間外勤務手当の増額、施設管理経費の調整によるもの、同4目1600民間保育所事業276万1,000円の減額は、多様な保育推進事業補助金の増額及び民間保育所運営費の減額によるもの、同5目1650地域保育所管理運営事業400万円の減額は、旧柿崎保育所を下田市が継続使用することとなったことによる施設の整備に係る経費及び工事請負費の減額の調整、同6目1670認定こども園管理運営事業114万2,000円の減額は、職員人件費及び施設管理経費の減額、同10目1749子ども・子育で支援事業50万円の増額は、子ども・子育で新制度用保育料納付書の印刷製本費、9款1項2目6010教育委員会事務局総務事務9万8,000円の減額は、複写機のリース料、同5目6040教育振興基金20万円及び同6目6045奨学振興基金5万円の増額は、受け入れた寄附金を積み立てするもの、9款2項1目6050小学校管理事業117万5,000円の増額は、光熱水費の増額、複写機及び印刷機リース料の減額、9款3項1目6150中学校管理事業21万7,000円の減額は、下水道料、複写機及び印刷機リース料の減額、9款3項1目6150中学校管理事業21万7,000円の減額は、下水道料、複写機及び印刷機リース料の減額、同2目6190中学校教育振興事業468万円の減額は、電子黒板購入、9款4項1目6250幼稚園管理事業113万5,000円の減額は、職員人件費及び施設管理経費の減額、

9款7項1目6800学校給食管理運営事業12万円の増額は、修繕料でございます。

生涯学習課関係が、9款5項4目6501吉田松陰寓寄処改修事業16万9,000円の減額は、事業終了によるもの、同6目6600図書館管理運営事業3万1,000円の増額は、図書館用地購入、9款6項1目6701社会体育活動推進事業3万9,000円の減額は、下田市スポーツ祭委託料の事業終了によるもの、14ページ、15ページをお開きください。同2目6750吉佐美運動公園管理運営事業13万9,000円の減額は、施設管理備品購入費の確定によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第60号 平成26年度下田市一般会計補正予算 (第6号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第61号 平成26年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の91ページをお開きください。

平成26年度下田市の下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるもので、第1条の歳出予算の補正でございますが、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるということで、補正予算書の92ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては後ほど補正予算の概要によりましてご説明申し上げます。

補正予算の概要16ページ、17ページをお開きください。

歳出でございます。

1款1項1目8100駅前広場総務事務60万円の増額は、修繕料でございます。4款1項1目 予備費60万円の減額は、補正財源でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第61号 平成26年度下田市下田駅前広場整備 事業特別会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第62号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号) についてご説明申し上げます。

補正予算書の101ページをお開きください。

平成26年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,840万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,567万2,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の102ページから103ページの記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要の18ページ、19ページをお開きください。

歳入でございますが、8款1項1目1節利子及び配当金2万4,000円の増額は、基金積立金利子、9款1項1目1節保険基盤安定繰入金604万2,000円の増額は、補正内容等欄記載について金額の確定によるもの、同2節事務費等繰入金39万4,000円の増額は、事務費分の繰り入れで、国民健康保険システム改修に29万7,000円、時間外勤務手当に9万7,000円を増額するもの、同4節財政安定化事業繰入金1,194万6,000円の増額は、金額の確定によるものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目8300国民健康保険総務事務39万4,000円の増額は、時間外勤務手当及び国民健康保険システム改修委託、8款1項1目8480特定健康診査・保健指導事業2万5,000円の増額は、診療情報提供手数料、同8485健康管理普及事業150万円の増額は、人間ドック受診費補助金、9款1項1目8490国民健康保険診療報酬支払準備基金2万4,000円の増額は、積立金、12款1項1目予備費1,646万3,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第62号 平成26年度下田市国民健康保険事業 特別会計補正予算(第5号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第63号 平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)について ご説明申し上げます。

補正予算書の125ページをお開きください。

平成26年度下田市の介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,272万4,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の126ページから127ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要20ページ、21ページをお開きください。

歳入でございますが、8款1項4目1節職員給与費等繰入金17万3,000円の増額は、時間外勤務手当分、歳出でございますが、1款1項1目9200介護保険総務事務17万3,000円の増額は、時間外勤務手当でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第63号 平成26年度下田市介護保険特別会計 補正予算(第3号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第64号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の139ページをお開きください。

平成26年度下田市の後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ129万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,809万1,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の140ページから141ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要22ページ、23ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節事務費繰入金10万7,000円の増額は、時間外勤務 手当分、同2目1節保険基盤安定繰入金140万3,000円の減額は、金額の確定によるものでご ざいます。

歳出でございますが、1款1項1目8700後期高齢者医療総務事務10万7,000円の増額は、 時間外勤務手当、2款1項1目8750後期高齢者医療広域連合納付金140万3,000円の減額は、 保険基盤安定繰入金の納付額が変更となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第64号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第65号 平成26年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の155ページをお開きください。

平成26年度下田市の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる もので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総 額から歳入歳出それぞれ850万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億 6,573万円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の156ペー ジから157ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要により ご説明申し上げます。

補正予算の概要の24ページ、25ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目1節下水道事業負担金50万円の増額は、下水道事業受益者負担金、2款1項1目1節下水道使用料900万円の減額は、下水道使用料の減収見込みによるものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目8800下水道総務事務153万6,000円の減額は、リース料、消費税及び地方消費税、1款2項2目8820下水道施設管理事業23万8,000円の増額は、汚泥等処理処分業務委託100万円の増額及び水質検査業務委託76万2,000円の減額によるもの、4款1項1目予備費720万2,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第60号 平成26年度下田市一般会計補正予算 (第6号) から議第65号 平成26年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第3号)までの 説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(土屋 忍君) 議第60号から議第65号までについて当局の説明は終わりました。 これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第60号 平成26年度下田市一般会計補正予算(第6号)に対する質疑を許します。 岸山久志君。

〇6番(岸山久志君) 委員会で詳しく聞くのはやめにしようと思いまして、ここで聞かせていただきます。

施設整備室についてお尋ねいたします。

新庁舎建設基本構想・基本計画作成業務委託で218万9,000円が出ていますが、今度新しく審議委員に選ばれた方々にまずは諮問をしていかなければならないということから始まると思います。それにつきましては、前回の時点では、基本構想で諮問を受けて、それを変えるということが納得できないという形で、全審議会委員が総辞職して、新たな審議会委員になったわけですので、建前として、まずは基本構想からつくって、それを審議委員に諮問するべきだと思います。基本構想と基本計画を今回は分けて業務委託するべきではないかと思い

ますが、それについていかがでしょうか。

そしてまた、昨日の室長の答えですと、事業債を受けるには、この測量とか地質調査も受けれるが、ピンポイントとしてもしものことがあったら困るので受けないと、それをしなかったという話を聞きましたが、果たしてこのまだ結果が出ていない時点で、この構想、計画の委託をしていいのかどうか、その辺も重ねてお尋ねいたします。

そして、一般公募で新しい審議委員が2名選ばれましたが、7名応募があったうちの2名 という、その選考基準も、もしできましたら教えていただきたいと思います。よろしくお願 いします。

〇議長(土屋 忍君) 施設整備室長。

○施設整備室長(黒田幸雄君) 審議会委員が新しくなって、諮問をするのに当たって基本構想と基本計画を分けてはいかがかというご質問だったかと思いますけれども、まず、前回の基本構想につきましては、9月の伊藤議員のご質問にもありまして、基本構想を位置が変わった関係でやり直すということでございまして、新たな審議会の委員さんには基本構想をご審議していただくことにはなります。基本構想と基本計画一体で……、一体というか、引き続きで事業をしていきますので、債務ということでご提案させていただいております。

従前がどうだったから云々という話はまた違うのかもしれませんが、前回の基本構想・基本計画につきましても債務でお願いしているということでございますので、よろしくお願い したいと思います。

それから、事業債のほうの関係で、結果が出ていなくて、基本構想・基本計画を図るのが、 作成するのがよいのかというようなお話かと思いますけれども、基本構想・基本計画の中で 事業の内容を固めていくということがございますので、その辺については、結果が出ていな いということではなくて、当局案として、あそこで事業を進めていきたいというご説明も申 し上げていますとおり、進めさせていただきたいというふうに考えております。

それから、公募の選定基準につきましては、一般質問の答弁でもさせていただいておりますが、前回同様の基準で行っておりまして、中身につきまして一般質問の中ではお答えしませんでしたが、まず基礎点としまして、年齢構成、公募のを除く委員が、学識経験を有する者、それから団体等からの推薦の方がありますので、そちらの年齢層と近くないほうが点数がいいというような形で、年齢構成がなるべく均等になるようにというようなことですとか、それから、そのほかの審議会ですとか市の中の委員会みたいな形の附属委員会みたいな形のものについているかついていないか、複数ついていれば、同じような方が同じような形にな

るということで、たくさんついていると点数が低い。また、そういったことを経験している と点数は高い。今はついていないけれども、経験していると点数が高いというような形でや っております。それから、居住地区につきましては、先ほどの年齢と同じように、なるべく 市内全域から委員を選べるように、ダブるような形のところについては点数が低いというよ うな形で、基礎点を算定させていただいております。

それからあと加算点につきましては、経歴、審議会の委員さんになるためにふさわしい経 歴と言うと語弊がございますが、経歴がいかがな形なのかということを審査の基準としてお ります。

それから、応募の理由及び新庁舎等の建設計画についての意欲ですとか熱意、それから現実に沿った自分なりのイメージをお持ちなのかどうか、応募用紙の中に書いていただくところがございますので、それらの内容について、三役等で審査をしていただいて点数をつけております。

これにつきましては、年齢等は記載してございますが、お名前はA、B、Cという形で伏せて審査をしておりますので、意図的なものになるようなことがないような配慮はさせていただいております。

以上でございます。

- 〇議長(土屋 忍君) 岸山久志君。
- ○6番(岸山久志君) 今、室長の話ですと、前回、庁舎建設の構想と計画が一緒に出たから、 今回も一緒に委託したというふうな話でしたが、今回に限っては、審議会が構想の時点で解 散になって、新たな審議会を立ち上げているわけですから、その構想で1回切るべきだとそ れは思いますが、いかがでしょうか。
- 〇議長(土屋 忍君) 施設整備室長。
- ○施設整備室長(黒田幸雄君) 前例踏襲でそういった予算を上程したように誤解を受けるような答弁になって申しわけなかったですけれども、構想と計画については一体だというようなことでこちらとしては考えておりますので、ぜひともお認めいただきたいというふうなことで考えております。

以上です。

○議長(土屋 忍君) よろしいですか。

岸山久志君、3回目になります。

〇6番(岸山久志君) 多分、議員の皆さんも納得できないと思うんです。一応、審議会は切

れた時点で、もう一回新たな審議会を立ち上げているんですから、その切れたところまでは やっぱりちゃんとやるというか、そこまではきっぱりとやって、それから新たなまた形に持 っていくというのが、流れからしてみたら筋だと思うんですが、いかがでしょうか。すみま せん。

- 〇議長(土屋 忍君) 施設整備室長。
- ○施設整備室長(黒田幸雄君) 申しわけございませんけれども、それと、時間がないというのは当局の都合であろうというお話になるかとも思いますが、いろいろな時間的な事情がございまして、昨日のご説明ですと、事業債の適用の理論的なものは、大川議員にお答えしたとおりでございますが、それでは、28年度限りの事業が何年度まで継続していけるのかということはございます。28年度までという、一応、今の限定されている期間の中で、29年度までに完成すれば、それは事業が継続しているから対象になるだろうということはありますけれども、それが30年度、31年度になってその対応をしていただけるのかどうかというのは、不透明な部分がございますので、できる限り急いでやりたいということは、こちらの考えとしてはございます。ただ、そういうふうな説明をすると、拙速だというお話にもなるかと思いますが。

それと、基本計画の中で事業認定の支援も行っていただきたいという、前にも説明しているんではないかと思うんですけれども、民地を購入する際に、収用法の手続の事業認定をいただかないと、課税の特例がいただけない部分がございます。それには最短でも半年、長いと1年程度かかるということもございますので、その支援もあわせてお願いするということで、この予算書のタイトルというか名称には「基本計画」の後に「等作成業務委託」となっておりまして、それには事業認定のことについても支援していただくということで仕様書を作成しておりますので、ぜひともご理解いただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(土屋 忍君) ほかにございませんか。
 沢登英信君。
- ○7番(沢登英信君) 予算書の5ページの債務負担行為についてお尋ねをしたいと思います。 ただいま質問がありました新庁舎の建設基本構想・基本計画、これは一体で進めたいとい う理由はわかりますけれども、審議委員が全員辞任したというようなことから考えますと、 これはもう少し精査して、当然期間を置くべきだと私は思います。これは意見ですから、質 問じゃありませんから結構ですが。

これが、1,094万2,000円の、26、27年度かけてのこの債務負担だということで、新庁舎建設構想の基本計画策定業務、今年度は218万9,000円だと。大変大きな金額のような気もするんですが、どういうわけで1,094万2,000円もかかるんだと。既に一定の規模や等々についての構想は出してきているんではないかと。ある場合には、委託しなくても、市の職員がきっちり精査してこれらのものは計画をつくっていくべきではないかと、安易ではないかというような気がするんですが、27年度はどういう内容で875万3,000円かかるのかと、今年度はどういうわけで218万9,000円かかるのかという点を明らかにしていただきたいというのが1点であります。

それから、次の通園バスの運転業務委託でありますが、これは25年12月にやはり債務負担行為等が出されて、通園バスと、それから雇い上げの運転手さんの予算が出ていようかと思いますが、実態的には27、28、29の3カ年の債務負担行為になると思うんですが、前回、年間470万程度、1年間ですね、480万足らずの形で2人の運転手さんを雇い上げていると、これはダンピングじゃないかと、こういう指摘をしたわけですけれども、今回、年間これ幾らになって、どういう仕事の業務内容になるのか、明らかにしていただきたいと思うわけです。そしてまた、この契約者についての選定もどのように進められているのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

とりあえず以上です。

- 〇議長(土屋 忍君) 施設整備室長。
- ○施設整備室長(黒田幸雄君) 平成26年度218万9,000円と27年度875万3,000円の内訳についてというご質問かと思いますが、26年度中に基本構想については対応したいということで考えております。27年度につきましては、基本計画を策定していただくと。基本構想よりも基本計画のほうがより具体的なお話になるわけでして、そういったことと、それから、先ほども申し上げましたけれども、事業認可の手続の支援に26年度、27年度ともかかわっていただきたいというようなことで、予算を算定させていただいております。

以上です。

- 〇議長(土屋 忍君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(土屋 出君) 通園バスの関係ですけれども、今年度から通園バスを行っているわけですけれども、また来年以降も運行するということで、この関係につきましては、毎年度入札を債務負担でするということにならずに、今回3年の債務負担ということで、その金額につきましては、下田市内に業務委託の入札参加をしている3社から見積もりを徴し

まして、それから設計を組み、年間688万円ほどの金額がかかりますので、それを3年間ということで、今回の金額とさせていただいたところです。

以上です。

- 〇議長(土屋 忍君) 沢登英信君。
- **〇7番(沢登英信君)** 庁舎の関係は、事業認可の申請手続もこの業者にかかわっていただく んだと、こういうご答弁をいただいたわけですが、そうしますと、もう業者は既に選定をして、前回のあれもありますので、引き続いた業者を選考するのか、どういう選考をするのか、 お尋ねをしたいと思います。

それから、再度、通園バスの件ですが、前回の470万と688万のその差というのは、どういうわけでこんな差が出てくるんだという点についてお尋ねをしたいと思います。3社の見積もりの平均をとって688万という数字を出されたのか、そこら辺の、前回、既に470万ぐらいで事業展開しているわけですから、それが688万という数字になったという点については明快なご答弁をいただきたいと、こういうぐあいに思います。見積もり段階でしょうから、数字は確定したというものではないと思いますけれども、そこら辺の見解をお願いしたいと思います。

- 〇議長(土屋 忍君) 施設整備室長。
- ○施設整備室長(黒田幸雄君) 委託業者の選定というご質問でございますが、前回の基本構想・基本計画作成業務委託につきましては、制限付一般競争入札という形で、広く能力を有する方を選定して行いました。とはいいましても、その際に3社しか応募してくる方がなかったという現状がございまして、今回につきましては、まだこれは施設整備室の案で、指名委員会を通してあるわけではございませんので、予算もまだお認めていただいていない中なので、若干申し上げにくいんですけれども、施設整備室の案としては、その3社しか全国から応募してこなかったということからしますと、その3社に指名をして入札を行いたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(土屋 忍君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(土屋 出君) まず、前回の入札の関係ですけれども、設計が441万4,400円で、契約額が151万8,400円でした。そのときの設計につきましては、1日3便の人件費は8,000円で組んでおります。1日2便の運転手さんの設計が6,000円という形で、設計額については、1年間、その金額で441万4,400円となりました。

今回につきましては、3社から見積もりを徴したところ、一番高い金額のところを省きまして、2番目、3番目の金額の平均で組んでおります。そうしますと、1日3便運転する運転手さんは1万1,600円、2便に関しては8,600円で設計を組みますと、688万円となりまして、掛ける3年ということでこの金額となっております。

以上です。

[発言する者あり]

- 〇議長(土屋 忍君) 施設整備室長。
- ○施設整備室長(黒田幸雄君) 金額の中身の根拠といいますと、設計書が今手元にございませんので、設計書で積み上げて金額ははじいております。それで、26年度については2割相当しか事業が進まないであろうということで、総額を出した中での2割相当と8割相当という割合にしてございます。

以上でございます。

- 〇議長(土屋 忍君)ほかにございませんか。伊藤英雄君。
- ○3番(伊藤英雄君) 新庁舎等建設等基本構想・基本計画作成業務委託については、3点ほど問題があるんだろうと思います。うち2点は、昨日、大川議員が一般質問の中で指摘した事項であります。

まず最初の1点目は、今この時期に議会が敷根民有地を新庁舎の建設候補地としていいのかどうか。少なくとも私が感じているところでは、あの敷根民有地に対する市民の合意、理解はまだまだ進んでいない、疑問の声のほうが市民の中では圧倒的に多いという認識を持っております。

したがって、敷根民有地を候補地とするには、もっと、あそこでなければならない、ほかにないよと、どうしようもないよというような市民の状況、あそこはいいところだね、やっぱりあそこが庁舎にふさわしいよと、こういう声がもっと市民の中に高まってこなければ、やはり決定すべきではないんじゃないかと思っているわけであります。

そこで質問ですが、市長は、今、敷根民有地は市民の中で、本当にあそこはいい場所だよ と、ほかに下田市の場合、あれほど庁舎の候補地としてすばらしいところはないと、こうい うふうに市民の大多数の人間が考えているんだと、こういう理解をされているのかどうかと、 こういうことが1点目であります。

2点目は、大川議員が質問しておりましたが、県の総合庁舎がサンワークの駐車場に行く

ということで、現総合庁舎がかなり空き室になるというか、用途がなくなってくる。そこで、図書館機能を下田市の庁舎ではなく県の現在の総合庁舎のほうに移転してやると、こういうことを発表なされました。我々も聞きました。しかし、昨日の大川議員の質問によれば、今度の基本構想は、図書館は下田市の市庁舎の中にある、こういう構想でやるよと、こういう答弁をいただいたように記憶しております。

一体、市長の言う、総合庁舎へ移転するのが正しいのか、あるいは施設整備室長が言うように、依然として新庁舎の中に建てるのか。実はここがまだ決まっていない、まだまだ煮詰められていない、こういう状況の中で基本構想に入るのはまだ早いんではないか。少なくとも市としては、新庁舎の機能はこういうものだと固まった段階で基本構想の発注をすべきだろうと、その旨でやると。そうでなければ、基本構想をつくる、基本計画をつくった後、それを手直ししなきゃならない。もし庁舎に図書館だ、基本構想・基本計画をつくったところ、いや、やっぱり図書館は総合庁舎へいくんだよと、1フロア削りますよと、こういうことでいいのかどうか。もっとはっきりした形になってからつくるべきだろうと。その辺はどうなのかということが2つ目の質問。

最後の3つ目の問題点は、昨日、大川議員も一部おっしゃっておったんですけれども…… [「着工」と呼ぶ者あり]

○3番(伊藤英雄君) あ、着工の問題に絡めて言っていたんだ。要は……、着工じゃない、 違う。後で、追加で、すみませんね。

とりあえず2問で、2回目。

- 〇議長(土屋 忍君) 市長。
- ○市長(楠山俊介君) まず、下田市の新庁舎の建設位置のことで市民のお考えはどうということでありますが、説明会、あるいはパブリックコメント、それから市政懇話会を通しまして、市民の方のご意見を聞いてきたところであります。その部分の中で異論というのを訴える市民の方もいらっしゃったことは事実でありますが、パブリックコメント等の中では、敷根民有地でよしとするという意見も多かったわけでありますので、私としては、また議員の皆さんとのいろいろな意見交換の中でも、議員の皆様も敷根民有地というものをご理解いただいているというふうに思っておりますので、そういう意味では市民の合意というのはあるというふうに判断をしております。

それから、総合庁舎の後利用の中の図書館の関係でありますが、さきの政策会議におきま しては、要するに総合庁舎の移転というのが、この12月に調査費が計上されたと、県のほう で。ということでありますので、その後の進捗ですので、県のほうとしては、移転を前提としてやるというふうには理解をしているんですが、まだそういう県のほうの状況が、はっきりというか、進んでいない部分もありますので、その辺の進捗もこの数カ月の中ではっきりすると思いますので、それに連動することかと思いますが、総合庁舎が移転をするという前提であれば、図書館なり保健センターなりは総合庁舎の跡地のほうに移行するという方針でいきたいということは、政策会議のほうでお願いをしました。

ただし、図書館に関しましても、図書館審議会等にまだ説明をしておりませんので、そのようなことを決定事項としてここで発表するわけにいかないところがありますが、その図書館審議会への説明、それから県の総合庁舎の移転の話、そしてこの基本構想の作成、また審議会の立ち上げ、審議していただく時間軸、そういうものが、ここに来てかなりタイトにはなっておりますが、上手な形で組み合わせをして整理をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(土屋 忍君) 施設整備室長。
- ○施設整備室長(黒田幸雄君) 私のほうからは、機能を固めてからでなければ発注できないのではないかということについてお答えさせていただきます。

それとあわせて、市民のイメージということについてもお答えさせていただきたいと思いますが、9月定例市議会において伊藤議員のほうからは、その位置が変わったのであれば構想を見直すべきだよというお話の中で、市民については、イメージがわいていないと、構想を示してイメージを醸成していくのがやり方ではないのかというようなお話があったというふうに記憶しているわけですけれども、そういったお話に沿って、位置の変更等を加味しながら構想を策定していきたいということでのお願いですので、その辺についてはご理解いただきたいと思います。構想ができ上がれば、さらにイメージが深まって、賛成じゃなくて、構想を見て反対ということもないわけではないでしょうが、よりよい構想にして、皆さんのご理解をいただきたいというふうな考えで私どもとしては取り組んでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、機能を固めなければ発注できないということでございますが、構想の中でコンセプト等を固めていくものでございますので、もちろん図書館が入るのか入らないのかという部分というのは大きなお話になると思いますが、例えば、来庁者の滞留時間ですとか人口規模からして、来庁する人数はどの程度になるのか、そういった数字からその五十何台とか

という駐車スペースの数だとかといったものも割り出しておりますので、機能をある意味、数学的に固める部分もございますので、機能を固めてでなければ発注できないということはありませんし、今、市長からの答弁のとおり、お話が進んでいく中で、図書館の部分を省くというか抜いた構想にするだとかということをやっていきたいと、タイムラグをなるべくなくしたいという考えですので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長(土屋 忍君) 質疑の途中ですが、ここで休憩をしたいと思います。10分間休憩します。

午後 2時 5分休憩

午後 2時15分再開

○議長(土屋 忍君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続けます。

伊藤英雄君。

○3番(伊藤英雄君) それでは、再質問を行います。

市長は、市民、議会の理解を得ているという認識のようですが、もう少し広く市民、議員の意見を聞いていただきたい。ほかの議員からもよく聞きますし、本当にいろんな市民から言われますが、本当にあそこがいいという声は小さいです。市長の言う駅ビルに私は反対でしたけれども、駅ビルに賛成している市民の方はかなりいました。そういう声を聞きました。高台に賛成の意見も聞きました。だけど敷根民有地について言えば、ほとんど聞かないですね、あそこはいい場所だという。あ、1人いましたね。本当に謙虚に聞いてほしい。

それから、私がもし議員として認めていただけるんであれば、議員として疑問を呈しておきます。議会の理解は得ているとは言いがたい。私を議員と認めるならばの話ですけれども。もう少し市民、議員の意見を謙虚に聞いてほしい。

それから、黒田室長なんですが、黒田室長は、どうも人の話を聞かない節がある。それから、曲解をする。発注ができないことはないと、そんな発注ができるかできないかは聞いておらないんです。お金があれば発注はできるんです。中身がどうあれ。

ただ、例えば図書館の1フロアがあるかないかで屋上の高さが決まる。今聞かされている話であれば、屋上は駐車場になるという話なんです。じゃ、屋上が駐車場でしたら、階数が1階あるかないかは、かなり大きな違いです。

つまり、発注して構想をつくるよ、計画つくった。でき上がった後で、1フロアがあるかないかというのは大きい違いだ。それはもう一回やり直さなきゃならない。そういう手戻りが出るから、まだ早いんじゃないかと、ある程度固まった段階でやったほうがいいんじゃないかと、こういうことを聞いておるわけです。発注できるできないなんて、発注なんてお金があればできるんですから。そのことで1つ。

もう一つ、最後の質問、思い出しました。地質調査です。私の記憶が正しければ、当初、 地質調査は当局は考えていなかった。これは誰が言ったか、ちょっと名前を忘れちゃったん だけれども、議員から、土地の面積の調査だけじゃまずいよと、やっぱり地質調査をしなき ゃいかんよと、こういうのが出て、黒田室長は、昨日、大川議員の質問に対する答弁と全く 同じことをおっしゃった。あの谷間で2カ所、現在地じゃないんだけれども、統計事務所の ところと、南豆衛生プラントですかね、あそこで地質調査をやって、問題ないというのが出 ているから、恐らくそこから類推して、恐らく候補予定地も問題ないだろうと、だからやら なくてもいいと考えたと、こういう答弁をたしかされたんですよ。しかし、そのやりなさい と言った議員さんがそれで納得しないで、いや、当該地域をやらなきゃだめだよと、そこを 調査しなきゃだめだよと、ほかの土地の調査じゃ納得できないということで、地質調査をや ることになったんですよ。地質調査をやって安全を確認しろと、その上で判断しようじゃな いか、こういうことになったわけです。

しかし、地質調査の結果が出ないで、相変わらず類推して、ほかの地区、隣の土地がオーケーだったから候補地もオーケーだよという答弁をされたんだ、たしか昨日。それじゃ、何のために地質予算をつけたんだと、議会は。類推じゃだめだ、そこの場所を地質調査しろということで予算をつけたんです。にもかかわらず、調査の結果を見ないで、オーケーでしょうというのは、それは議会軽視というか議会無視というか、大変失礼な話じゃないかと。

これは昨日の私の一般質問で、私は、サンワークの駐車場にだけ建てろとは言わなかった。 サンワークの後ろの認定こども園の駐車場、あちら側にも、あそこは3階になるのかどうか わからないけれども、そちらまで延ばして建設地を広げたらどうかという質問をしたんです。 そして調査についても、分庁を考えて、今の予定される庁舎でも面積を少なくしたらどうか と、こういう趣旨で質問をしたんだ。

ところが答弁は、現在予定されている庁舎と今ある総合庁舎の面積を足したら、それを全 てサンワークの駐車場に建てたら、とても面積が足りませんよ。それは答えになっていない。 実は質問に対する答弁になっていないんです。 同じようなことがこの調査でも言えているわけですよ。予算をつけて調べて確認して、地質の確認が必要だよと。だけど確認ができていないんだ。だから、確認がとれて、地質調査の結果が出てからやるのが筋なんじゃないか。いかがでしょうか。

〇議長(土屋 忍君) 市長。

○市長(楠山俊介君) 市民の方、あるいは議員の皆さんにはそれぞれ今までも、新庁舎の位置、あるいはそういう機能や役割等の中では、それぞれのお考えがあり、賛否両論の中でいるいろ話を詰めてきた経緯があります。本来ですと、庁舎ですので、100対ゼロというようなことで皆さんに認められ、歓迎され、つくられるものというのが望むところでありますけれども、しかし、この下田のまちの土地事情、そして特に、出てきました津波浸水域というようなことの中の対応の考え方というのはまたそれぞれありますし、安全安心というのの捉え方、あるいは想定外の捉え方とそれぞれありますので、そういうものをいろいろ加味しながら考えた中では、やはり私としては、前から言いますように、この現在地あるいは駅ビル等の中で高層化等によってというようなことを訴えてきたわけですけれども、やはり浸水域に建てるのはいかがなものか、あるいは財政的にもやっぱりかかるということになったときに、下田の今の財政状況、これからの状況を考えたときに果たしてどうなのか。また、そういう話の中をいろいろ関係各部署で検討した中で、現在のところを選定したわけです。敷根の公園の部分に関しては、またそこにはそこの問題があるということで、私としては否定をしたところであります。

そういう流れをきちっと市民の方に説明をして、懇話会も通しながら説明してきたわけで すから、そういう意味では、これからもまた進捗の状況によってきちっと説明をしていくこ とで理解を得られると思います。

それから、本来の庁舎のイメージとしては、例えばここの場所がそういう状況であります けれども、それなりの広い平らなところに建てて、そして支所がここからも見えるような感 じの、そういうイメージというのが一番強いかというふうに思います。

しかし、今回の敷根民有地の場合は、ああいう足りないというか、ああいうふうな道路に 隣接したそういうところで、普通の庁舎が建つという場所としてはイメージがちょっと違う のかなということで、市民の方としては、あそこで本当にいいのかなと、どんなふうにでき るのかなというような、そういう不安感というのはあろうかと思いますが、先ほど室長も言 いましたが、これから基本構想・基本設計というような形で具体的になる中で、あるいはラ フであってもそういうデザイン的にイメージが絵として表に出てくるような状況の中で、そ れは市民の方に、なるほどなというようなことで理解されると思いますし、また、あそこの 部分にどのような形でどういうふうになったら一番いいかというのは、今後、その後のいろ んな設計の中できちっと工夫されるというふうに理解をしております。

それから、図書館の件ですけれども、先ほども言いましたように、さきの政策会議におきましては、総合庁舎の移転というものを踏まえた場合には、図書館、保健センターを新庁舎から外して、総合庁舎のほうに集約するという方向をさせていただきたいということは、政策会議のほうで了承いただいております。

しかし、県のほうの進捗状況、それから図書館審議会のほうに、まだそういう形で、正式な形でしておりませんので、決定という形で進めるにはまだちょっと早い部分がありますので、少しですが時間をいただきたいという中は、もう政策会議で話しました。

しかし、基本構想・基本設計の作成に当たっては、やはりその辺のところは、しっかりと 結論づけないと済まない部分もあります。ですから、そこに間に合うようにしっかりと、図 書館、保健センターは市役所から分離をし、総合庁舎のほうに持っていくというような結論 を出す方向で、一生懸命検討をしていくつもりでありますけれども、いろいろな状況の中で、 時間軸として合わない場合は、基本構想の段階においては、総合庁舎の移転の進捗にもかか わりますし、県との交渉もまだ正式にはしておりませんので、そういう中で、総合庁舎に持っていくプランと、今までどおり合築するというプランと2本立てで、基本構想の段階では 検討させていただいて、そして、どちらになっても、基本計画には影響を及ぼさないような、 そういうふうなやり方もあろうかというふうに思いますので、本来でしたらきちっと決めて から基本構想の計画に臨みたいというふうに思っておりますが、時間の関係もありますので、 もし時間の早くということで足りない場合は、そういう2本立てでいきながら基本計画には 影響を与えないような、そういうふうな方法をとりたいというふうに思っております。

- 〇議長(土屋 忍君) 施設整備室長。
- **〇施設整備室長(黒田幸雄君)** 私のほうからは、地質調査のことについてご答弁申し上げます。

地質調査の結果が出ていないのは、昨日の答弁のとおりでございまして、類推するという お話も確かに申し上げました。

ただ、今、市長のほうからもございましたとおり、当局の都合と言われれば都合なんですが、時間軸のこともございますので、類推する中では、液状化については心配ないだろうということは出ておりますが、調査の結果は出次第ご報告申し上げますので、ご理解をいただ

きたいと思います。

以上です。

- 〇議長(土屋 忍君) 伊藤英雄君。
- ○3番(伊藤英雄君) 最後の質問ということになります。

市長のほうからるるお話をしたんですが、やはり市長は人の言うことは聞かないよという ような話を聞いたことがあるんですが、まさにそのとおりで、大変残念なことであります。

本当に謙虚に聞けば、反対意見はある。ただ、市長は、反対意見があっても、それはもう自分の中では少数だからいいんだというふうな認識をしているようなご答弁でありましたけれども、そこは感性の違いというか、人の違いといいますか、そこで周りにいる、自分の周りの人だけに聞いているのか、全く違う人にも聞いているのか、いろんなことがあるんでしょうけれども、一議員として、決して民有地は、市民の多くが、あそこはいい場所だとは言っていませんよということは、しっかりと胸にとめておいていただきたいということであります。

それから、図書館の問題もそうなんだけれども、時間がない、時間がないと言って、30億のお金をかけて、これから40年、50年使うものをそういう形で決めていいのかと。もっと落ちついて、本当にいいものを、30円、40円で建つのなら、建つものはないだろうけれども、いいですよ。だけど、下田市にとって大変なお金ですよ、30億というのは。ほとんどが借金だし。それはやっぱり時間があるないで決断すべきことじゃなくて、一番いい、ベストな場所、ベストな建物を目指すべきだと思いますよ。

ベイステージは、補助金が欲しいがためにやってどうですか。利活用が不便だ、不便だと、できた後、言い続けているじゃないですか。もっと安く建った伊東の道の駅なんかは、もっとお客さんはたくさん来ているんです。場所の問題等もあるんだろうけれども。特化していますよ、ちゃんとね。

だから、本当に市民が望む、市の職員が使いやすい、ああ、いい場所にいい建物ができたな、市民みんなから思われるようなものを、時間がかかったっていいじゃないですか、補助金だって本当に、この例えば12月議会で出す基本構想・基本計画を3月に3カ月延ばしたから、もうできなくなりますという話じゃないでしょう。待てばいいじゃないですか、地質調査の結果を。そうすれば、僕は、地質調査の結果を待てなんて言えませんよ、これは。わざわざ地質調査が必要だということで当局も予算を出して、議会も必要だよねと言って、予算をつけてやることになっているのに、その結果が出ていないのに、いや、いいですよ、やら

せてくださいって、それはないでしょう。調査で言えば、3カ月遅らせるだけの話ですよ。 遅らせない理由が、時間がない、時間がないと、本当に時間がないんですかね、3カ月の。 やっぱりもう少しいいものをつくることが大事だと、市民の声を聞くのが大事だと、少し でもいいから議員の意見を聞くことも大事だと思ってもらえればね。やはりまだこの段階で 基本構想・基本計画をやるのは早いんだろうと思います。いかがですか。最後の質問です。

〇議長(土屋 忍君) 市長。

○市長(楠山俊介君) 地質調査の結果が遅れているということは、申しわけなく思います。 しかし、その調査の結果も踏まえて、きちっと基本構想・基本計画が完成するようにしっか りやりたいというふうに思っております。

庁舎の要件として、単純に利便性、安全性、経済性というようなことで評価をしながら、いろいろ、どこの場所が適地かというふうなことを探ってまいりました。全てが10点満点というふうなものを探すことはできなかったことは確かです。そういう意味からすると、その足りない部分のところに対しては、やはり不満や非難があるということもあろうかと思います。

しかし、その部分をほかのいろんな機能、例えば昨日も出ましたが、この跡地利用なりそういうものの中で上手に補完をしていくという工夫をしていかなければならないというふうに思っております。

そういう中で、財政的なことも考え、また、いろんなものを考えますと、例えば総合庁舎に図書館、保健センターを移築するということは、庁舎から外すという単純なことではなく、逆に総合庁舎の建物の後利用というのも下田のまちにとって重要なことで、あれを廃屋にそのまま置くということは避けなきゃならないことだと思いますし、かといって浸水域だと言われているところにどのような施設をしていったらいいのか。

そういう意味からしますと、子育て、あるいは高齢者の支援、あるいは生涯学習、そういうふうな、市民が集い、やるには、ある面、平らな場所ですし、施設としても十分な容積を持っていますので、そういうものを全部集めることは、逆に集合することのよさというのはあるんじゃなかろうか。

あるいは公民館機能も、不本意なことでありますが、各地域からやっぱり公民館を撤退せ ざるを得ないいろんな状況の中で、やはり下田の公民館としてきちっと公民館機能を賄える、 そういう施設も1つなきゃ、そういうのも入れ込んだらどうだろうと。

そういうふうなことをいろいろ考えた中で、今までの構想の庁舎から、図書館や保健セン

ターを総合庁舎に移すということの中で、そちらのほうにも当然改築費というのはかかりますし、ちょっとその辺はまだ計算はしてありませんが、とはいっても、離すことで、庁舎本体の建築費というのはやっぱり軽減されるだろうというふうに思っています。

そういうふうな財政的なやっぱり軽減、そして時間軸の中で、どうしても緊急防災・減災事業債にあわせて、全てのことをおろそかにしているというわけではありませんが、財政的なことを考えますと、やはり今、時限と言われている緊急防災・減災事業債を使うということは、財政的にはやっぱり下田にとっては、私は重要なことだと思いますので、そのために時間軸を担当課としては計算をしていった中では、やはりこの時期に基本構想・基本計画の策定に関する予算を認めていただいて、そこからスタートしていかないと、後からやはりそういうものに対して不備になると困るということでお願いをしているところでありますので、先ほど冒頭で言いましたが、地質調査等のデータが予定より遅れてしまって、その辺で基本構想・基本計画の作成と少し時間のずれが出ているということは確かで、申しわけございませんが、その辺もきちっと合わせられるようにしっかりしながら、この時間軸をご理解いただきたいというところでございます。

以上です。

- ○議長(土屋 忍君) ほかに質疑はありませんか。
 竹内清二君。
- ○1番(竹内清二君) すみません、1点要望と1点質問という形で述べさせていただきます。 まず、伊藤議員が今おっしゃられる、より慎重に、より広く市民の声をというお話につい ては、大いにうなずくところでございます。

しかしながら、私は技術者でございまして、今回これが、基本構想・基本計画がなぜだめなのかという理由がわからないんです。本来、民間ですと、一つのプロジェクトに対して我々のほうにいろいろな形で委託します。我々は技術者として、建物がしっかり建つのか、どういった機能がそこに備わるのかというものを提案して、それで初めて民間の企業や出資される方々が、それの実行に見合うかどうかというものを判断するという仕組みであると思っております。

そういう意味では、今回のこの予算内容を見ますと、審議会にかける重要な内容をしっかりと技術的観点から盛り込むという意味合いでは、非常に大切な意味を持ち、しっかりとその中で、審議会で、この案が、当局案が、具体的に示す案が是か非かというものを市民の皆様に公に広げ、声を集約するという意味合いを持つものでなかろうかなと感じております。

1つ、技術者として言わせていただきますと、例えば地質調査の件につきましても、そこで出た結果を当局、あるいは市民の皆様が判断することってできないんですよ。N値計算による地耐力の計算や、摩擦係数による液状化の係数などは我々でしかできないんです。

それを今回、施設整備室がしっかりと委託し、こういった業者に盛り込むということは、 必然的な流れではなかろうかなと考えております。当然それは、施設整備室の職員や皆様で はできません。唯一認められているのが、建築基準法や建築士法で認められている、我々建 築士でなければこれはできないんです。そこで、しっかりと今回の市民の皆様に広めるため の案をつくっていただきたい。それは丸投げではなく、当局案もしっかりと盛り込んだ形で やっていただきたいと、これは強く要望させていただきます。

1つ質問なんですけれども、その技術者を選定するに当たって、前回、3社からということでお伺いいたしました。これは条件付指名競争入札における条件だったと思いますが、今回の案においては、通常のラーメン工法、もしくは特段の技術の必要のない通常工法だと思われます。であるならば、通常の一級建築士の資格を持っている者であれば、全てがそれをつくれるという法律があります。そこに条件を課すという意味が、当局のほうでなぜそこに条件を課す必要があるのかお伺いしたいと思います。

というのは、私は、やはりここまでの財政出動を行うんであれば、地域の方々の経済にも 寄与できる形、体制というものは必要でなかろうかなと、地域のこういった業者の方々が参 与できないかということを、それを強く望んでいる次第でございますが、そういった考えが ないかどうかをお伺いしたいと思います。

- 〇議長(土屋 忍君) 施設整備室長。
- ○施設整備室長(黒田幸雄君) 地域の一級建築士事務所等に発注できないかというご質問かと思いますけれども、建築設計委託ではない、まず内容としてそういったものがございます。構想をどういうふうにするのか。人の出入り、それから配置、そういったものも絡んでまいりますので、建築の設計委託というお話であればそれも可能かなと考えておりますが、総合的に判断して、こういった形で、こういった構想でいいのかとかというコンサルタント業務ということになりますので。あと、先ほども申し上げましたように、土地収用法の事業認定の手続についても支援いただく等々ございまして、それなりの規模の企業にお願いしたいということで考えております。

以上です。

〇議長(土屋 忍君) 竹内清二君。

○1番(竹内清二君) はい、わかりました。

できる限り、業務の中で、地域の皆様が、地域の技術者が関与できるようなシステムというものを構築していただきたい。特に市民会議等々を見ますと、市民の皆様が議論する中で、ほかの地域の静岡の業者さんが入られて、なかなか進まない部分というのも見受けられました。何とか地域の技術者というものが関与できるような方策を講じていただきますよう強く要望させていただき、終わります。

- ○議長(土屋 忍君) ほかにございますか。 小泉孝敬君。
- ○2番(小泉孝敬君) 私は、1点だけ、図書館、特に新庁舎の点の中で、先ほど来、図書館 について何点か質問させていただきます。

先ほど市長の説明の中に、図書館の移転についてはまだよく図書館の人たちに説明していないような意見があったんですが、むしろ、図書館についてのその窓口というんですか、図書館を移動するに当たっての窓口がどこか、何課になるのか、一般市民の方はよくわからない。市長がよく、文化的な都市でどこの都市へ行ってもそうですけれども、いわゆる外に向かってのあれは、庁舎、文化会館、それともう一つ大事な顔がやっぱり図書館だと思うんです。最近では九州でも、図書館を主体にかなりお客さんを外から。各、今、もういろんな映像の面でも図書館のスタイルが、いわゆる書店が変わっているように、図書館のスタイルもかなり変わっていると思うんです。

今までの市長のお話を聞いていると、単純にこの部分をこちらへ移すか、いわゆる市の管轄のところにするか、県の、そういうものを移動するというようなイメージしか受けないんですよ。むしろ外に向かって、中の文化的な、市長がよく言われる、歴史があって文化というのは、かなりいろんなところで発信している。その顔になるのはむしろ図書館であるはずなんです。これから教育の問題がいっぱい出てきます。そのもとになるものはやっぱり図書館だと思うんです。そういった顔になるところをやっぱりメーンで考える。庁舎の中でそれは話し合われたということがあったんですが、どのぐらい皆さんそういった形で話し合われて、そういうような結果になったか。

むしろ、新しい庁舎をつくるのであれば、そこがメーンになるような形でやるべきではないかなというような形は、自分は思いますので、特に窓口はどこかということと、そういうふうに庁舎から切り離すというイメージですけれども、そうなった根拠というのは何かと、その2点だけはちょっとお聞きしたいんですが。

〇議長(土屋 忍君) 市長。

○市長(楠山俊介君) まず、庁舎は、この現庁舎の建てかえの必要性というのはあろうかという。それと同時に、図書館もやっぱり建てかえの必要性というのは訴えられ、当初は、やはり新庁舎も建てかえていただき、図書館も建てかえ、充実していただきたい。また、この新庁舎も、老朽化という部分とか耐震が不備というのもありますけれども、いろいろ駐車場が狭いとかというような状況。図書館のほうも、老朽化や耐震化というのもあったとしても、蔵書の部分、利用の中で、狭さ、あるいは駐車場もほとんど2台か3台とめられるというような、そんな状況の中で、庁舎も建てかえが必要であるのなら、同じ思いで図書館もそうなんですよと。当然それは両方やるという話の中で、しかし、財政的なことを考えると、やはり2つをということはなかなか難しいことになる。そしてそれが、図書館が後回しになるという可能性もある。そういう中で、そのときに一生懸命いろいろ検討されて、では、合築という方法であるなら何とかできるだろうというようなことの中で、図書館の合築というのが出てきたと私は理解をしています。

特に庁舎と一致することが、大きく図書館の機能を充実させるというか、使いやすさになるという、そういう選択肢が最近あったわけではないと思います。そういう中で、今回、当然、図書館を建てなきゃなりませんので、基本構想ではそのまま図書館合築という形で進んできました。それで、現在の民有地のところに建てるに当たっても、やはり図書館を建てるという選択肢を考えれば、合築という方法しかないだろうということで、そういう状況でありました。

しかし、ここに来て総合庁舎が移転するという中で、総合庁舎のその後の利活用ということを考えたときに、あそこの建物にはよさもあり、場所的なよさもある。住宅地も近いです。そういう意味からすると、あそこに図書館や保健センター、あるいは先ほど言った公民館機能や生涯学習、お年寄りが何か使えると、あるいは市民活動が使える、あるいは市民のギャラリー的なもの、あるいは市史編纂室のものも、蔵書としての体制もあるけれども、市民の方に披露しなきゃならないということもあろうかと。そういういろんな、これから、その小泉議員がおっしゃる文化的というか、下田のそういうものをきちっと表現するのには、それを1カ所にまとめるということは、逆に下田にとって物すごいチャンスかなというように思いました。

そういう意味で、市役所の庁舎からそういうものを外してそちらにと。ただ、そちらにい ろいろな改修費がかかりますけれども、まだそういう計算はしておりませんが、しかし、合 築をする、あるいは別々につくるというよりはずっと安い費用でできるし、また、あそこの 場所は使い方によっては、合築よりもっとボリュームのあるというか、使い勝手のいいもの になろうかというふうに思うところがあります。

そういう中で、下田にそういう歴史や文化、あるいは市民活動、そして子育て支援や高齢者の支援、そういうものの施設があそこに集合するということは、私としては、まちの中心地にそういうものができ上がって、そして利用されるということは、下田のまちづくりの中では、私は一つの理想的かなと思いますので、総合庁舎が移転することによって急浮上した案でありますけれども、これはチャンスかなというふうに考えているところであります。以上です。

- 〇議長(土屋 忍君) 小泉孝敬君。
- ○2番(小泉孝敬君) 窓口は、結局、県は後で聞きますけれども、その当事者、いわゆる図書館で働くですとか、ほかのいろんな参考を当然したと思うんですけれども、そういった図書館自体の利用方法とかは、市長の中でもいろいろ、どういった形で今まで考えられたんですか、庁内でも。それをちょっと。
- 〇議長(土屋 忍君) 市長。
- ○市長(楠山俊介君) まず、先ほど言いましたように、図書館審議会のほうにきちっと私のほうからは、この今言った話を伝えていませんので、まだ正式に決定していないですが、近々それは話して、図書館をつくるという、図書館は新設するんだという前提で話したい。そして、図書館のその機能の中身に関しましては、今後、基本構想・基本計画の中でつくられるものと思いますし、また、庁舎の中から分離するということであれば、そちらの総合

そして、図書館だけでなく、先ほど言ったいろんな機能を集約するということであります ので、そういう形で、総合庁舎の利活用としてのまたプランをつくらなきゃいけないという ふうに思っております。

庁舎の利用の中で図書館のことがきちっと計画されるというふうに思っています。

現状、総合庁舎の跡地利用に関しまして、県との話に対しては、答弁で言いましたけれど も、まず、総務課が今はとりあえず県との調整役になり、進捗の中で、また、あるいは新年 度等の中で、どういう体制で総合庁舎の跡地の構想、計画をつくっていったらいいかという のは、ちょっとその辺ではまた考えていきたいというふうに思っています。

- ○議長(土屋 忍君) 小泉孝敬君、3回目。
- **〇2番(小泉孝敬君)** 最後になりますけれども、本当にいろんな県の施設がいくことによっ

て、いろんな考えが市民の中にもいろんな形で出てきているんです。ですから、時間軸のことを先ほどから時間、時間と言っているんですけれども、本当にこのいろんな意見を聞いた上で、その図書館の場合でも、本当に顔になるものはゆっくり考えて、やっぱり内部のいろんな意見も聞きながら検討してほしいと思います。これは要望で終わります。

○議長(土屋 忍君) ほかにございませんか。

鈴木 敬君。

〇5番(鈴木 敬君) 幾つかちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

まず、あぜりあ丸スクリュー設置工事、これはどういうふうなことなのか。78万2,000円。 2点目は、災害時連絡路舗装工事400万、これ、具体的にどこの避難経路を舗装しようと するのか。それと災害時連絡通路用地の37万と、これ、用地買収するということなんですか。 それに付随したところを、そこについての説明をちょっとお聞きします。

それと次に、生活保護扶助費が、6,000万の補正が出ています。これは当初予算自体がも う前年からたしか5,000万ぐらい増えていると思うので、もう今年度、前年に比べたら1億 ぐらいまた扶助費が増えてしまうんじゃないかというふうに思いますので、この内容につい てお聞かせください。

それとあと広告宣伝キャラクター費補助金が60万出ています。これはどういうことの、ゆるキャラのことなのかな、ゆるキャラをつくろうということなんだと思いますけれども、これについてのご説明をお願いします。

それとあと保育園の保育所の解体費用が538万ですか、これがなくなった。柿崎保育所を 市がそのまま継続して使うことになったというふうなご説明が今あったと思うんですが、そ の内容について、どういうふうな形で使おうとするのかというふうなことについてお聞きし ます。

それと、一つ一つのことについてはそうなんですが、あとは、今、皆さんが集中的にお聞きしている新庁舎等建設基本構想・基本計画等作成業務委託の問題なんですが、これは、私はこれについては質疑というより意見を申し述べるふうになるので、どういうふうな形でお聞きしようかなとは思っていますが、私はあれなんですが、地質調査のときにも、私は地質調査費に対して反対をしました。

反対した理由というのは、要するに、庁舎を移転して移すと。そのときに、じゃ、まちが どうなるのかという、移転した跡地はどうなるのかという、そういうまちの姿をちゃんと描 いて、庁舎移転と跡地利用とを一体的に考えてやってもらわなければ困るというふうなこと で、それはどういうふうになっていますかというようなことをお聞きしたんですが、市長のほうからは、そのときにもう、まだそういう絵は全然描いていない、そのための絵を描くための組織も全然立ち上がっていないというようなことですので、現在でも、この間の一般質問の中で、伊藤議員からの質問の中で、跡地利用をどうするのかということの中で市長は、まだ具体的には何もなされていないというふうな答弁でした。

というふうな形で、庁舎移転について、具体的に基本構想、これから基本計画はつくるんでしょうが、市長が庁舎建設についてどのように思っているかについての考えが、何かよく、私から言わせると中途半端なんじゃないかなというふうにすごく最近思うようになっています。

市長は当初、現在地、あるいは伊豆急との合築のときに、これからのまちづくりの中心になっていく、それによってまちを変えていくという力になるんだというふうなことを大きな理由の中で述べられましたが、じゃ、それが移ることによってどうなっていくのかというふうなことについての説明がない。

中心市街地に近接しているというだけで、じゃ、それが建設地に移ったときに、まちがどう変わっていくのか、まちをどういうふうに変えていくのかというふうなことについてのご説明がないというふうなことと、もう1点、経済性です。費用が安ければいいというようなことであれば、もしそういうのであれば、公共施設がまだこれから、特に中学校統廃合等々進めていけば、使えるような施設も出てくるわけだし、本当にお金をかけずに庁舎を移すということだけであるならば、そっちのことを考えても、よほど金銭的には安く済むんじゃないかというふうなこともありますし、そこら辺のところで、庁舎の安全性というようなことであれば、高台だけじゃなくて、稲梓地区とか津波が来ないところ、あるいは急傾斜のないようなところも探せばあるわけでして、それぞれのところのその、こっちの安全性をちょこっととって、こっちの経済性をちょこっととって、こっちの利便性をちょこっとって、ここがいいですよと言っているんですけれども、私から見たら、どうも全部中途半端のような場所に思えます。

そういうふうなところで、この問題に関しては、私は伊藤君の意見にも賛成するんですが、 この時点で基本構想・基本設計を委託するにはまだちょっと早いのじゃないのかなというふ うに思います。そこら辺のところで、これは私の意見ですからいいんですが、さまざまな予 算についてのご説明をお願いします。

〇議長(土屋 忍君) 総務課長。

○総務課長(稲葉一三雄君) 補正予算書の18ページ、19ページで事項別明細書のほうにあります秘書広報費の中の都市交流事業の中に、あぜりあ丸のスクリュー設置工事というのが78万2,000円という形で今回お願いしております。この件に関しましては、新造船のフェリーあぜりあというものが12月18日より就航する予定ということで、古いあぜりあ丸の予備のスクリューが下田の神新汽船のほうに取ってあるということです。そのものをこの機会に下田市のほうに寄贈したいという申し出が、今は口頭の中ですけれども、申し出があります。下田市の七島交流のシンボルとして、元ありましたペリー提督の胸像を設置した跡地、今、御影石とかがあって、ペリーの胸像が今なくなって、枠はあるんですけれども、そこに何も展示されていないような形になっておりますので、これを機会にそちらのほうに旧あぜりあ丸のスクリューを展示したいというための経費でございます。

それと、回答はという話がありましたけれども、昨日の大川議員の質問の中でも、こちらから総務課のほうでちょっと話をさせていただきましたけれども、公共施設全体の方向性、それをある程度考えるような組織を設置するというようなことを昨日も申し述べさせていただいておりますので、またそのいろいろな跡地の件とか、そういったものも協議できるような組織という形で設置は検討していきたいと思います。

以上でございます。

- 〇議長(土屋 忍君) 地域防災課長。
- ○地域防災課長(大石哲也君) 災害時連絡通路舗装事業ですけれども、こちらは、この夏の総合防災訓練で自衛隊と地元建設業者で協力して道路啓開を行った、丸山住宅から白浜赤間線に上がる、昔は通れたような道路があったんですけれども、そちらのほうをせっかく今回啓開をしましたので、そのままにしておきますとまた荒れてしまいますので、そこを舗装しようというものになってございます。

一部の用地に関しましては、県外の地主さんでありまして、譲るということであればそういうことをしても構わないということになりましたので、用地のほうを若干購入させていただいて、災害時にはそこを通って、一応普通車ぐらいは何とか通れるようにしたいと思いまして、そういった経費のほうを、通常は一般車は入れないんですけれども、災害時に使えるように整備をしようというような事業でございます。

以上でございます。

- 〇議長(土屋 忍君) 福祉事務所長。
- **〇福祉事務所長(原 鋪夫君)** 私のほうからは、生活保護費の関係でご説明をさせていただ

きます。

議員ご指摘のとおり、毎年、生活保護費がここのところ伸びてきております。説明につきましては、一応、現状の関係から説明をさせていただきまして、補正の状況ということで説明をさせていただきたいと思います。

まず、現在、これは26年10月末現在ということでご承知おきください。被保護者につきましては327世帯、人員につきましては395人、保護率は人員でいきますと1.67%という状況になっております。静岡県は現在0.82%というふうな保護率の状況になっております。

この保護率の推移というか、人員とか世帯数の推移ですが、24年は316世帯372、25年につきましては322世帯で383人、26年10月は、現在申し上げたとおりでございます。

この世帯構成につきましては、高齢者世帯が現在194世帯、60.9%を占めております。母子世帯が10世帯、障害者世帯が21世帯、また、傷病者世帯ということで68世帯、あとは残りその他ということに構成はなってございます。

先ほど議員のほうからご指摘があったとおり、措置費が伸びているということで、その状況でございますが、22年頃は4億6,000万という状況でしたが、23年が5億2,400万、また、24年が5億5,600万、25年が6億7,300万、26年現在が、補正予算見込みでございますが7億1,000ぐらいになるであろうということで、今回補正を上げさせていただいております。

この補正の状況でございますが、先ほど申し上げましたとおり、世帯、人員につきましては、それほど大きな伸びは見せていないわけでございますが、じゃ、何が原因かというふうになるわけです。ここで、今回の補正の大体内訳としましては、人員の多少の微増におきまして、600万程度、約1割ですね、9.95%ぐらいですね。一番大きいのが、医療扶助の関係で4,980万円程度を見込んでおるわけです。これが大体、今回の補正の83%を占めておりまして、このように医療扶助が現在伸びている状況でございます。

この医療扶助の状況でございますが、毎回同じような説明で大変恐縮ですが、入院件数が大分増えてきております。保護費が4億6,000万とか2,000万の頃は大体30件程度の入院でございましたが、現在、月平均50件程度の入院者が出ております。この関係でも、大体そのうち30件につきましては3カ月以上の入院等が含まれておりまして、大体、1カ月が50万円以上を支出しているものが月7件から12件、このうち100万円以上が1件から5件を占めているという状況になっております。

この高額な医療費の病気の状況でございますが、主に脳疾患、または大腿骨とかの大きな 骨折をした手術、またはがん系統、心臓疾患というふうに、1回入院したり手術を受けます と相当な額を要する病気が多くなってきているということで、医療費の伸びが相当出ております。

また、入院以外におきましても、月平均268件、増加傾向にあるというふうに見ております。金額的にはそれほど大きな伸びではないんですが、1カ月に10万円以上が月1件から6件というふうな状況になっております。これも抗がん剤とか人工透析、C型肝炎、脳梗塞のリハビリという高額なものがどんどん出てきております。

一応、このような状況におきまして、医療費の伸びが相当見込まれるであろうということで来ております。このような状況から、ちょっと私どものほうでも、医療費についてなるたけかからないようにということで、ケースワーカー中も、なるたけ早い時期に診察を受ける、健診を受ける、そういう指導も行っております。例えば通院している方については、医療のほうからの、医療報酬につきましては医師の診断で仕方ないんですが、投薬についてはジェネリックを使うとか、そういうふうな指導もさせていただいております。

あとは、生活保護法の改正によりまして、医療関係のほうも国のほうが指導に入ったりと かいろいろやっておりますが、なかなか医療費の抑制には今のところつながっておりません が、今後も私ども、医療費の抑制でできる範囲で努力させていただきたいと思います。

一応報告は終わります。

- 〇議長(土屋 忍君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(平山雅仁君) 私のほうからは、商工業振興事業の補助金ということで、広告宣伝キャラクター費補助金60万円でございます。これは、いわゆるゆるキャラの制作費を補助するものでございます。下田商工会議所の青年部が、昨年あたりから調査研究を重ねまして、活性化にとって非常に効果的だということで、費用対効果の高い道具として、今からでも下田に存在すべきものであるというふうな結論に達しまして、制作をしたいと。事業費は、140万円のうちの60万円を補助するものでございます。
- 〇議長(土屋 忍君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(土屋 出君) 予算書の32、33ページの地域保育所管理運営事業費、保育所園舎解体工事538万3,000円の減額ですけれども、廃園しました柿崎保育所について、平成26年度当初予算で解体整地工事を行った後、柿崎区に返還することとなっていましたけれども、その後、柿崎区との協議の結果、柿崎区から、返還後の利用計画がなく、対応に苦慮している、再度、市の使用を検討してほしいという協議がありました。このため庁内で検討した結果、観光交流課のイベント用品等を集約する倉庫として使用する案があり、この案で柿崎区

と協議を行った結果、無償で貸していただけると了解を得たものです。

そのために今回538万3,000円の減額をさせていただき、また、危険で古くなった遊具の撤去と、桜の木が大きくなり、古くなって危険、また、隣接地にご迷惑をおかけしているということで、それぞれ50万ずつの委託料を計上させていただき、その委託をするために重機が入りますので、入り口門扉を改良させていただくということで修繕費を計上させていただいております。

以上です。

- 〇議長(土屋 忍君) 観光交流課長。
- ○観光交流課長(土屋 仁君) ただいま学校教育課長の答弁にありましたように、観光交流 課の、今、イベント用の物品というのが、道の駅の倉庫であったり、淡交荘であったり、敷 根の防災倉庫であったり、また吉佐美の民間の倉庫をお借りしているというようなことで、 非常に分散しておりますので、こういうお話がございましたので、観光交流課といたしまし ては、ぜひ柿崎保育所跡地を使用させていただきたいということで申し出をさせていただき、 学校教育課のほうで、工事が済み次第、また契約を変更していただくというようなことで進 めてございます。

また、今回、観光施設管理費ということで、修繕料100万円ほど補正をさせていただいて おりますが、その中で、多少の修繕、そういったものを考えているところでございます。 以上です。

- 〇議長(土屋 忍君) 鈴木 敬君。
- ○5番(鈴木 敬君) ありがとうございます。

避難経路は、あそこは狭いところで、結構勾配のあるところというふうなところです。前にも一時、車が通ったような、上の旧道まで通ったようなことがあるというふうに覚えていますが、ふだんは使えないということは、やはりふだんあそこを一般車が通るに対しての地域住民の同意が得られなかったということなのかな、そういうふうな、もともと使う気がなかったと。あそこも使えれば結構便利にはなるんじゃないかと。普通の市道等々として使えればと思うんですが、そこら辺のところには、そういう道路には転用できないということなんでしょうか。今現在、あそこは何になる。どういうふうな地目になっていますか。そこら辺のところを1点お聞きしたいなというふうに思います。

それと、生活保護費、どんどん増えています。単純に考えると、私は経済のほうの落ち込 みのことも影響しているのかなというふうに思いましたら、前回に聞きましたときにも、や はり医療費の伸びが多いというふうなことで、ちょっとびっくりするぐらい医療費が伸びています。これはいかんともしがたいですね。これは受け入れてやっていくしかないというふうなことですね。

これ、結構入院患者が多いというんですが、入院先というのは、結構、そういう意味では、 メディカルなんかもかなり活用されて、入院患者が増えているとかというふうなことはある のでしょうかね。そこら辺のところだけでも教えてください。これはもうやむを得ないこと はやむを得ないですので。

それと、前々から倉庫が足りないということは観光関係のことで言われていまして、あっちにも欲しい、こっちにも欲しいと私なんかもいろいろ頭をめぐらしたこともあるんですが、柿崎は割と近いですから、いろんなところで使おうと思えば便利なところなのかなというふうに思います。あそこは浸水域のもろに受けるところではありますが、津波をもろに受けるところでありますが、津波でやられたらしようがないようなものを置いておくんだと思いますので、そこら辺のところは、日常的に観光にしっかり活用できるようなものの保管倉庫として活用していただければと思って、それは非常にうれしく思っております。

それともう1回、もう1点、ゆるキャラ、今さらという感じもしないでもありませんし、まだ、でも、これからでも活用次第によって十分な力になるというふうなこともあります。 要するに活用次第だと思いますので、具体的にどんなものなのかというのはここにも出てきませんので、委員会なのか、あるいはまた後でこういった席にあれするのか、どういうふうなものなのか絵を見せていただければなというふうに思います。

それと最後に、総務課長のほうから跡地の問題について、どういうふうに活用するのかということについての取り組みを始めるんだというふうなこと、そういうふうなお言葉がありましたが、私、一般質問の中で、地方創生法の中でも、地域再生計画、改正地域再生法という中で、地域再生のための策定委員会を、協議会をつくって、そういうふうな、地域をどういうふうに再生していくのかの協議をしていきなさいというようなこともありまして、また、中心市街地活性化法も改正されまして、それもやはり協議会をつくって、中心市街地をどうするのかということを地域が真剣に取り組みなさいというふうな、そういう法律はもうどんどんできているわけですよね。これを地域がどういうふうに主体的に使っていくのかということが今問われているというわけですので、特に市庁舎を移転しながらも、でも、中心市街地との近接で、中心市街地もしっかりやるんだということであれば、具体的に取り組んでいただいて、具体的に絵を描いていただかないと、いつになるかわからないという、まずこっ

ちの庁舎の移転が先だという。私は前にも言っていますが、一体的にやらなければだめだというふうに思っていますので、最後にその点についてだけ市長のほうから、このまちをどうしていくのかというのを踏まえて、その庁舎移転が単に建物をAからBへ移すということだけじゃなくして、それによって下田のまちをこういうふうにするんだというふうな市長のお考えをもう一度お聞きして、質問を終わります。

〇議長(土屋 忍君) 市長。

○市長(楠山俊介君) この跡地利用に関しましては昨日も申し述べましたけれども、当然、このまちの中心地でありますし、駅前でありますし、そのものをどのようにするかということは重要なことだというふうに思っております。

しかし、その利用方法はやっぱり多岐にわたると思いますので、その中からどういうふう に選択をしていったらいいかということをやっぱりきちんと考えないといけないのかなと思 います。

例えば財政的なことを考えれば、この地を売買することで財政的に楽になるということになりますが、じゃ、果たしてそれを買っていただける企業があるのか、あるいは買った後に何をどう利用されるかということもあろうかと思いますから、そういうものが、じゃ、何でもいいというわけにはいかないと思います。そうすると、そういうものを制限するということは、どうい形で制限ができるのかということもあろうかと思います。

あるいは借地、あるいは市としてどういうふうに使うかというふうなこともあろうかと思いますし、そういう意味からすると、このまちにとって上手な利活用、それも、この駅前、あるいは中心市街地のその中心でもありますから、そういうふうに似つかわしいものにしなきゃならないと、そういう思いはありますが、それ以上、今、どういうものにしていったらいいかということを、そういう組織なりそういう人たちに相談をかけて進めている状況ではありませんので、ですが、そういう状況はつくらなきゃなりませんので、その時期というのが、今日、明日にというわけにいきませんので、ともかく、昨日も言いましたように、後手にならないような形で、このまちのプラスになるような形の組織化と検討を進める用意を考えておりますので、またその辺をご理解いただきたいと思います。

それと同時に、総合庁舎の跡地というような利用になったり、そういうことになりますと、 他の公共施設というものの移転、あるいは統廃合というものが出てきますと、今度、そこの 残ったところの場所の利活用というのも出ようかというふうに思いますので、そういう意味 から、一遍に全部整備するというわけにはなかなかいかないところでありますが、各議員か らご提案がありましたように、公共施設を中心に、どのように総合的に、あるいは長期的に整備をしていって、このまちの姿をつくっていくかということは考えなきゃなりませんし、そうしますと、そういう公共的な施設が統廃合する、移転をするというようなことになりますと、まち全体の姿にもかかわりますので、そうすると、マスタープランというふうな中でもしっかりと考えなきゃならないという状況もあろうかと思いますので、長期的に考えれば、いろんなことをきちっと順次やらなきゃならないというところでありますが、それを今すぐできないという状況にありますので、またその辺のところは、きちっとそういう検討をする場、環境をつくりながら、後手を踏まないようにやっていきたいというところであります。

- 〇議長(土屋 忍君) 地域防災課長。
- ○地域防災課長(大石哲也君) 今回の連絡路なんですけれども、もともとの地目のほうが、 現況山林の宅地と、もう一つ保安林です、かかっているのが。もともとあそこの通路のとこ ろがどうも保安林の管理道だったらしいです、そもそもが。そういうこともあります。

またもう一つ問題なのは、市営丸山住宅の敷地内道路にしかつながっていないということで、本来、一般の人が入るような道ではないところにしかつながっていないということになりますので、いわゆる一般の方々が連絡するような通路にはなり得ないというふうに考えております。

また、災害時の緊急連絡用ということでつくりますので、そこの上下に鍵を設けさせてもらいますけれども、そちらのほうは、消防や警察とか地元区長さん、そちらのほうに鍵を預けて、緊急用車両とかが通過をせざるを得ないときとか、そういうときに限定的に使ってもらうような形で運用をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(土屋 忍君) 福祉事務所長。
- ○福祉事務所長(原 鋪夫君) 生活保護費の中の医療費の関係の部分でございますが、医療費につきましては医師の判断にお任せするしかないので、その辺についてはなかなかうちのほうがどうこうということではない。ただ、そこから上がってきたレセプトの医師の判断が正しいかどうかというのは、うちのほうの委託とか、また、医療機関から出てくる診断関係で、うちのほうの嘱託医がそれを判断しながら、いいかどうかという判断をさせていただいております。

レセプトで間違いがあれば、過誤請求とかいろいろ調査はさせていただいております。う ちのほうのできる範囲では、抑制できるものについては、先ほど言いましたように、後発医 薬品とか、レセプトの点検とか、また、個人に対する指導とかで進めていきたいというふう には考えております。

また、生活保護法の改正によりまして、就労による自立の促進とか、健康・生活面での着目した支援、また、不正受給の抑制とか医療扶助の適正化、先ほど言ったような後発医薬品とか、こういうふうに法もいろいろ変わってきております。まず、生活保護を受けている方の自立を促進することも、こちらのほうの仕事だと思っています。その方面から生活保護費のほうを抑制していきたいというふうには考えております。

また、来年度からですが、生活保護にならないような相談業務とか含めていろいろやらせていただきたいと思っておりますので、また予算のほうでの説明をさせていただきたいと思います。

- 〇議長(土屋 忍君) 鈴木 敬君。
- **〇5番(鈴木 敬君)** すみません、さっき終わろうと思ったんですが、市長の答弁を聞いて、 もう一言だけ。

やはり下田のまち、そんなに待っていてくれません。今すぐにでも取り組まないと、待っていてくれません。それだけはしっかりと認識して、そのための協議会なり委員会なり、今あるいろんな組織を活用するなり、とにかく早急に取り組んでください。これは要望です。

○議長(土屋 忍君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第60号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、人件費については総務文教委員会に付託いたします。

○議長(土屋 忍君) ここで10分間休憩いたします。

午後 3時22分休憩

午後 3時32分再開

○議長(土屋 忍君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続けます。

次に、議第61号 平成26年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第2号)に 対する質疑を許します。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第61号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第62号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第62号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第63号 平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)に対する質疑を 許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第63号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第64号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)に対する 質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第64号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

ここで当局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木俊一君) 終了間際のところ、大変申しわけございません。少しお時間をちょうだいして、追加の説明をさせていただきます。

先ほど議第65号 平成26年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第3号)の説明をさせていただきましたが、その際、155ページ記載の第2条、債務負担行為について説明を省いてしまったところでございます。大変申しわけございません。追加で説明をさせていただきます。

債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正 変更」によるというところで、 158ページに補正内容の記載がございます。補正前、補正後ということで、事項は事務機器 等のリース料、期間は平成26年度より平成31年度までということなんですけれども、この事 業につきまして、入札の結果、リース料がゼロ円という結果になったということによりまし て、限度額をゼロ円と変更したものでございまして、これに関連する補正の内容は、165ページの8800下水道総務事務のうち、事務機器等リース料(新規)とございますけれども、この2万2,000円の減額、この措置をするためのものでございます。

大変貴重なお時間ありがとうございました。

○議長(土屋 忍君) 次に、議第65号 平成26年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第3号)に対する質疑を許します。

沢登英信君。

〇7番(沢登英信君) 1点だけお尋ねいたします。

163ページの下水道使用料が900万ほど減額をしておりますが、この原因について1点お尋ねをしたいと思います。

- 〇議長(土屋 忍君) 上下水道課長。
- ○上下水道課長(日吉金吾君) ただいまの沢登議員の下水道使用料の減ということでございますが、これにつきましては、当初の段階におきまして、前年度と同額程度の使用料を見込んでおりました。さらに、消費税が4月1日から3%アップということで、その分を見込んだ額でございます。

ところが、実際、その使用量を見てみますと、平成25年度2月ぐらいから使用量が急激に落ち込みまして、それが25年度におきましてもさらに、26年度になりましてもその状況が10月まで続いた状況ということで、その差が、6万4,000平米ほど減る見込みでございまして、それに単価を144円掛けたものが約900万円程度ということになっております。

以上でございます。

- 〇議長(土屋 忍君) 沢登英信君。
- **〇7番(沢登英信君)** 主に観光業界とか旅館関係、一般市民ではなくて旅館関係等と考えてよろしいでしょうか。
- 〇議長(土屋 忍君) 上下水道課長。
- **○上下水道課長(日吉金吾君)** そこまで調査していませんけれども、地区的に調査してみますと、やはり柿崎地区が減ってございますので、予想からしますと、やはりホテル関係だと 予想されます。

以上です。

O議長(土屋 忍君) ほかに質疑はありませんか。

大黒孝行君。

- ○9番(大黒孝行君) ただいま追加で説明を受けましたリースの件ですが、これは一般会計のほうでも同様に事務機器のリース料が大変な減額をされて、いいことだと思いますけれども、ゼロ円だと。これは同一業者のリース契約ですか、お伺いします。
- 〇議長(土屋 忍君) 上下水道課長。
- **〇上下水道課長(日吉金吾君)** 同一業者のリース業者でございます。
- 〇議長(土屋 忍君)ほかにございませんか。髙橋富代君。
- ○10番(髙橋富代君) すみません、今、上下水道課長のちょっと説明がいまいちよくわからなかったものでお伺いするんですが、柿崎地区のその観光関係の旅館施設というのは大体合併槽じゃなかったのかなというふうに思っているんですが、説明としてどうかな。下水道のね。今、沢登さんの質問に対するご答弁だったんですけれども、そのあたりがどういうふうに理解されているのかなと思ったものですから、質問させていただきました。
- 〇議長(土屋 忍君) 上下水道課長。
- **〇上下水道課長(日吉金吾君)** 公共下水道につきまして、地域的に柿崎地区の水量が減っているということでございますので、その意味で発言いたしました。

以上でございます。

○議長(土屋 忍君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第65号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

〇議長(土屋 忍君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会します。

なお、6日、7日は休会とし、8日から10日までは各常任委員会の審査をお願いし、11日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。 ご苦労さまでした。

午後 3時40分散会